イオン銀行取引規定集

取引規定

総合口座取引規定

普通預金規定

スーパー定期規定

積立式定期預金規定

外貨普通預金規定

外貨定期預金規定

外貨普通預金積立規定

金融商品仲介サービス規定

振込規定

口座振替規定

ネット口座振替受付サービス利用規定

Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス利用規定

キャッシュカード規定

J-Debit 取引規定

イオン銀行ダイレクト規定

イオン銀行 WAON 利用規定

イオン銀行 WAON チャージ規定

イオン銀行 WAON ポイント規定

休眠預金等活用法に係る規定

休眠預金等活用法に係る規定(旧イオンコミュニティ銀行)

プライバシーポリシー

個人情報の取扱について

### 取引規定

本規定は、個人のお客さまとイオン銀行(以下「当行」といいます。)との間で、第1条に 規定する取引を行う場合の取扱を定めたものです。当行と取引を行う場合は以下の条項の ほか、本取引規定集に収録されている他の規定についても確認し、同意したものとして取 り扱います。

### 第1条(本規定の適用範囲)

本規定は、次の取引のほか、お客さまと当行との間で行われるすべての取引(以下単に「取引」といいます。) について適用されます。

- ① 総合口座取引
- 普通預金
- ・スーパー定期、大口定期(以下これらを「定期預金」といいます。積立式定期預金に預け入れられる個別のスーパー定期を含みます。)
- ・定期預金を担保とする当座貸越
- ② 外貨預金
- ③ 金融商品仲介サービス取引
- ④ その他当行所定の取引

## 第2条(取引の開始)

- 1. 当行と取引を行えるお客さまは日本国内に居住する個人とし、お客さまご本人の名義(屋 号付等を除きます。)でのみ取引いただけるものとします。非居住者は取引いただけません。 なお、取引の開始後にお客さまが非居住者となる場合は、事前に当行所定の方法により当 行に届出のうえ、全ての取引を解約していただきます。
- 2. 当行との取引は、お客さまが本規定を承諾し、当行所定の申込書または申込フォームに必要事項を記入のうえ当行所定の必要書類を添えて申し込み、当行がこれを受領し承認した場合に開始されるものとします。
- 3. 当行との取引開始にあたっては、第1条に定める総合口座取引にて、普通預金口座および定期預金口座を残高 0 円で開設していただきます。普通預金口座および定期預金口座はお客さまお一人につき一口座に限ります。積立式定期預金口座の開設をご希望されるお客さまは、別途、当行所定の方法により当行にお申出ください。なお、総合口座(以下「口座」といいます。)の開設は、お客さまお一人につき一口座とします。

また、普通預金口座、定期預金口座および積立式定期預金口座は、総合口座取引でのみご利用いただけます。

4. 取引の開始にあたって、当行が必要と認めた場合はお届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。お客さまとの連絡が取れなかった場合、またはお客さまのお届け内容に疑義があると当行が判断した場合には、当行は口座の開設をお断りできるものとします。なお、当行が口座の開設を行わないことによってお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

- 5. 当行は、お客さまの誕生月に応じて口座のお取引店を決めることとします。口座のお取引店のご指定・ご変更はお受けいたしません。
- 6. 当行が満 18 歳未満のお客さまと取引をする場合には、当行所定の一部取引を制限いたします。
- 7. 満 15 歳未満のお客さまが郵送にて口座開設申し込みを行う場合は、親権者の同意を証する当行所定の書類を提出いただきます。
- 8. 当行が口座について発行する WAON (電子マネー) 機能付のキャッシュカードをイオン バンクカード(以下「カード」といいます。)といいます。口座開設時には、必ずカードを 発行することとします。

当行所定の窓口における取引に際しては、必ずカードを提示してください。なお、カードを提示いただけない場合には、当行所定の本人確認手続により当行が承認した場合を除き、 取引を受け付けません。

- 9. 口座を開設いただいたお客さまは、イオン銀行ダイレクトのご契約者となります。お客さまご本人名義の普通預金口座、定期預金口座および積立式定期預金口座は、イオン銀行ダイレクトの利用口座として登録されます。イオン銀行ダイレクトの詳細につきましては、イオン銀行ダイレクト規定を参照ください。
- 10. 口座を開設いただいたお客さまには、「イオン銀行 My ステージ」(以下「本特典」といいます。)が自動的に提供されます。本特典を希望されない場合は当行所定の方法により当行にお申出ください。本特典の内容は当行ホームページへの掲示、その他所定の方法により告知します。なお、当行は、お客さまの事前の承諾なく本特典の内容を変更する場合や、本特典の提供を中止する場合があります。
- 11. 口座を利用した当行所定のサービスについては、それぞれ各サービスに関する規定等に従うものとします。

# 第3条(本人確認等)

- 1. 取引にあたっては、関係諸法令等に基づき当行所定の方法により、本人確認を行います。
- 2. 関係諸法令等に基づく所定の本人確認が必要な場合、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握する必要がある場合、その他当行が必要と認めた場合は、当行所定のご本人さまを確認できる書類(以下「本人確認書類」といいます。)またはその他の資料の提出および確認を求めることがあります。この提出がない場合(当行が定める期日までに当行に連絡がない場合、お客さまお届けの住所に発送した本人確認書類の提出を求める通知書が当行に返送された場合、お届けの電話番号に連絡が取れない場合および当行が確認を求めた事項を確認できない場合を含みます。)、当行は取引の全部もしくは一部の停止、謝絶または口座の解約をすることがあります。
- 3. 第2項により当行が取引の全部もしくは一部の停止、謝絶または口座の解約をしたことによりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

### 第3条の2(重要な公的地位等にあるお客さまとの取引)

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令および施行規則に規定する外国の元首もしくは外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者もしくは過去にこれらの者であった者もしくはこれらの者の家族に該当する場合、または該当することとなった場合は、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

# 第4条(印鑑・サイン)

- 1. 口座開設申込時には、当行との取引に使用する印鑑(またはサイン)を届け出てください。印鑑(またはサイン)は一人一登録とし、第1条に定める取引において共通とします。
- 2. お客さまが当行にサインを届け出る場合は、当行所定の窓口にお越しいただくものとします。なお、満 18 歳未満のお客さまにつきましては、サインの届出は行えません。
- 3. 第1項にかかわらず、当行所定の方法による口座開設申込の場合には、口座開設後に印鑑(またはサイン)をお届けいただくことがあります。また、印鑑(またはサイン)の届出がされるまでは、当行所定の一部取引を制限いたします。
- 4. 前項によりお客さまが口座開設後に印鑑(またはサイン)を当行に届け出る場合は、当行所定の方法によるものとします。
- 5. 取引において当行がお客さまの使用する印鑑(またはサイン)を、当行に届出された印鑑(またはサイン)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行ったうえは、それが偽造、変造、盗用、不正使用その他事故により、お客さま本人による取引でなかった場合でも、当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、それによりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

#### 第5条(通帳、お取引明細書、取引記録等)

- 1. 当行は、通帳の発行をいたしません。お取引明細の確認は、原則としてイオン銀行ダイレクトの照会取引によりお取引明細書の閲覧・ダウンロードを行ってください。
- 2. お客さまの依頼に基づき、通帳の代わりとして口座の入出金等についてその事実を記載したお取引明細書を当行所定の方法により発行し、お客さまお届けの住所に郵送いたします。
- 3. 前項に定めるお取引明細書は、当行所定の手続が完了した月から前項に定める依頼時までの取引を対象とします。なお、当該お取引明細書の発行については、当行所定の手数料をいただきます。また、当該手数料は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、普通預金口座より引落とします。なお、当該お取引明細書の発行については、当該お取引明細書の到着・不着を問わず当行所定の手数料をいただきます。
- 4. 届出の住所に郵送を行った後に返戻されたお取引明細書については、当行は保管責任を 負いません。なお、延着した場合や到達しなかった場合等、当行の責に帰さない事由によ りお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。
- 5. お取引明細書の記載内容に関する照会等は、お取引明細書の作成日から3 カ月以内にいただくものとし、それ以降の照会等はお受けいたしません。
- 6. お取引明細書は当行所定の時期に発行します。なお、第2項に定める発行を行ったお取

引明細書については、再発行いたしません。

- 7. お取引明細書における同日内の取引記載順序は当行の定めるとおりとします。また、記載の対象とする取引および内容は、法令等の変更や社会情勢等の変化により変更することがあります。
- 8. イオン銀行ダイレクトにより閲覧・ダウンロードされたお取引明細書は、第2項から第4項および第7項の取扱いはいたしません。また、第5項に定める照会等については閲覧・ダウンロードされたお取引明細書に表示される作成日に基づき取扱いいたします。
- 9. 当行はお客さまとの取引記録を相当期間保存します。万が一当行とお客さまの間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する取引記録(電磁的記録を含みます。)を正当なものとして取り扱うものとします。

# 第6条(残高証明書)

- 1. お客さまが残高証明書を必要とされる場合は、当行所定の方法により当行にお申出ください。なお、残高証明書発行にあたっては、当行所定の手数料が必要となります。また、当該手数料は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、普通預金口座より引落とします。
- 2. 届出の住所に郵送を行った後に返戻された残高証明書については、当行は保管責任を負いません。なお、延着した場合や到達しなかった場合等で当行の責に帰さない事由によりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

### 第7条(手数料)

- 1. 取引にかかる諸手数料は別途定めるとおりとします。
- 2. 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当行ホームページに掲示する方法、その他当行所定の方法により告知します。

#### 第8条(通知等)

お客さまより当行に届出された住所および氏名等に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

# 第9条(届出事項の変更)

- 1. お客さまが当行に届出された印鑑、サイン、住所、氏名、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。この届出以前に、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 2. お客さまより当行に届出された住所および氏名等に宛てて当行が通知または送付書類を発送し、これらが不着のため当行に返送された場合、当行は通知または送付書類の全部または一部の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。
- 3. お客さまおよびお客さまの成年後見人、保佐人、補助人、これらの監督人、任意後見人、任意後見監督人その他のこれらに類する者(以下これらを併せて「成年後見人等」といいます。)は、お客さまにつき後見・保佐・補助等の開始の請求または審判の申立があった場

合または審判がなされた場合、成年後見人、保佐人、補助人、これらの監督人、またはこれに類する者が選任された場合、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見契約が締結された場合、および任意後見監督人が選任された場合には、各事由につき直ちに銀行に書面で届け出るものとし、関連文書(審判申立書、審判書および確定証明書、後見登記事項証明書等の写しを含みます。)および詳細(関係者の連絡先を含みます。)を提出するものとします。また、後見、保佐、補助等の終了、成年後見人等の解任、辞任、変更、権限の付与・変更等、または契約の変更、解除、終了等、その他後見・保佐・補助、任意後見契約に関連する一切の事項につき変更があった場合についても同様とします。上記届出の前に生じた損害およびお客さまが上記届出を怠ったために生じた損害については、銀行は一切責任を負わないものとします。

4. お客さまの成年後見人等につき後見・保佐・補助等の開始の請求または審判の申立があった場合または審判がなされた場合、成年後見人、保佐人、補助人、これらの監督人、またはこれに類する者が選任された場合、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見契約が締結された場合、および任意後見監督人が選任された場合、前項を準用するものとします。

## 第10条(カード・届出印鑑の紛失等)

- 1. お客さまがカードまたは当行に届出された印鑑を紛失したとき、および当行に届出されたサインを失念したときは、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。この届出以前に、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 2. お客さまがカードまたは当行に届出された印鑑を紛失したとき、および当行に届出されたサインを失念したときの口座の解約、出金およびカードの再発行等は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 3. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### 第11条(取引日)

当行がお客さまから取引を依頼された場合には、当行所定の取引時間制限のある場合、その他当行所定の事由がある場合を除き、当該依頼を受け付けた当日中にこれを取り扱うこととします。

# 第12条 (譲渡、質入れ等の禁止)

預金、預金契約上の地位、その他当行との取引にかかる一切の権利は譲渡、質入れその他 第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

#### 第 13 条 (証券類の受入れの禁止等)

当行は、手形および小切手等を発行しません。また、当行は、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券類を受入れません。

## 第14条(現金の取扱)

当行窓口では、現金は取り扱いません。現金による預金の入出金および振込等が必要な場合は、当行または当行と提携している金融機関の現金自動入出金機等をご利用いただきま

す。

### 第15条(反社会的勢力との取引拒絶)

口座は、第 16 条第 5 項第 1 号①から⑥および第 2 号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 16 条第 5 項第 1 号①から⑥および第 2 号①から⑤のいずれか 1 つにでも該当する場合には、当行は口座の開設をお断りするものとします。

### 第16条(解約等)

- 1. お客さまは、当行所定の方法により当行との取引を解約することができます。
- 2. 口座を解約する場合は、同時に当行とのその他全ての取引を当行所定の方法により解約するものとします。なお、お客さまに対する貸越元利金、未収手数料、その他お客さまの当行に対する債務がある場合は、それらをお支払いいただいた後に解約の手続をいたします。
- 3. 解約に伴い、当行からお客さまへの支払が生じる場合は、当行はお客さまが指定された 預貯金口座に当該金額を振込むことでお客さまに対するすべての責任を免れることができ るものとします。なお、お客さまが指定できる預貯金口座は当行が振込サービスを提供で きる金融機関の預貯金口座に限るものとします。
- 4. お客さまが次の各号のいずれか1つにでも該当した場合、当行はお客さまに何ら通知することなく、直ちに取引の全部または一部を停止し、または当行の指定する日をもって口座を解約できるものとします。
- (1)口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
- (2)お客さまの届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、またはお客さまの提出資料が真正でないことが判明したとき
- (3)口座が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (4)当行が別途定める「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ポリシー」を踏ま え、口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触す る取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- (5)支払の停止または破産等があったとき
- (6)相続の開始があったとき
- (7)届出事項の変更を怠る等により、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
- (8)サービスの利用に関する諸手数料の支払がなかったとき
- (9)第3条(本人確認)第2項の定めにより再度、本人確認書類の提出を求めたものの、提出がなかったとき(当行が定める期日までに当行に連絡がなかったとき、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当行に返送されたとき、およびお届けの電話番号等への連絡がとれなかったときを含みます。)
- (10)カードが「受取拒否」等の事由により、お客さまお届けの住所に到達しなかったとき

- (11)口座開設後一度も預入のないまま2 年間を経過したとき
- (12)法令等に基づくとき
- (13)本邦の永住権をお持ちでなく本邦に居住するお客さまが、当行の求めに応じ適法な在留 資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出なかったとき
- (14)お客さまが本規定または当行のその他の規定に違反したとき
- (15)その他、当行が取引の中止を必要とする相当の事由が生じたとき
- 5. 前項のほか、次の各号のいずれか 1 つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は取引を停止し、またはお客さまに通知することにより口座を解約することができるものとします。
- (1)お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- ①暴力団
- ②暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥その他前各号に準ずる者
- (2)お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務 を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為
- 6. 最終ご利用日から3年以上お客さまによる口座の利用がない場合には、当行はこの預金 取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの口座を解約することができるも のとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- 7. 前三項による取引の停止または口座の解約によりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。
- 8. 第 4 項から第 6 項による取引停止の解除を求める場合、または口座が解約され残高がある場合には、当行所定の方法により当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、本人確認書類その他の必要な書類等の提出、説明または保証人を求めることがあります。なお、第 4 項第 4 号に定める取引停止の解消にあたっては、お客さまからの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引停止の解除をするものとします。

### 第17条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

- 1. 普通預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、これら預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- 2. 定期預金については、満期日の到来の如何を問わず前項の規定が準用されるものとします。
- 3. 前二項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- (1)相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の方法により直ちに当行にお申出ください。ただし、お客さまの指定にかかわらず、自働債権となる預金で担保される債務がある場合には当該債務、または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺することがあります。
- (2)前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- (3)第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 4. 第1項および第2項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- (1)定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- (2)借入金等の債務の利息、割引料および遅延損害金等の計算については、その期間を相殺 通知が当行に到達した日までとして、利率および料率は当行の定めによるものとします。 また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行 の定めによるものとします。
- 5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 第18条(事務処理の委託に関する取扱)

- 1. 当行は、お客さまの取引に関する情報を含む事務処理を当行以外の第三者に委託することができるものとします。
- 2. 当行および当行が業務を委託する第三者は、保有するお客さまの情報を厳正に管理しお客さまのプライバシー保護のために十分に注意を払うとともにお客さまの情報をその目的以外に使用しないものとします。

#### 第19条(成年後見人等の届出)

- 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。
- 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監

督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。

- 3. すでに補助・保佐・後見が開始されている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に当行に届け出てください。
- 4. お客さまの成年後見人等または任意後見監督人について、補助・保佐・後見が開始された場合、または任意後見監督人の選任がされた場合にも、第1項および第2項と同様に当行に届け出てください。
- 5. 第1項から第4項までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当行に届け出てください。
- 6. 第1項から第5項までの届出前にお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。 第20条 (お客さま情報の取扱)
- 1. 当行は、お客さまの情報について、別途定める「プライバシーポリシー」および「個人情報の取扱について」に従い取り扱います。また、法令、裁判手続その他の法的手続または規制当局により、お客さまの情報の提出を要求された場合には、当行はその要求に従うことができるものとします。
- 2. 当行の「プライバシーポリシー」および「個人情報の取扱について」は、当行ホームページに掲示します。
- 3. コールセンターでは、当行の提供するサービスの品質向上およびお申出内容の確認のためお客さまとの会話内容を録音させていただくこともあります。

#### 第21条(免責事項)

- 1. 次の各号の事由により、当行の提供するサービスの取扱に遅延、不能等が生じた場合、これによりお客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。
- (1)災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2)当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に不正使用または障害が生じたとき
- (3)当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき
- 2. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、 公衆電話回線、専用電話回線またはインターネット等の通信経路において盗聴等がなされ、 お客さまのパスワード等の取引情報が漏洩した場合、それによりお客さまに損害が生じて も、当行は責任を負いません。

# 第22条(準拠法および管轄裁判所)

- 1. 本規定および本取引規定集に収録されている他の規定の準拠法は日本法とします。
- 2. 本規定および本取引規定集に収録されている他の規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第23条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示、その他

当行所定の方法により告知します。

# 第24条(規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2024.1.1 現在)

### 総合口座取引規定

### 第1条(総合口座取引)

- 1. 次の取引は、総合口座取引(以下「この取引」といいます。)として利用するものとします。
  - (1) 普通預金
  - (2) スーパー定期、大口定期(以下これらを「定期預金」といいます。積立式定期預金口座に預け入れられる個別のスーパー定期を含みます。)
  - (3) 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
  - 2. 前項第1号および第2号の各取引については、本規定の定めによるほか当行の当該各取引の規定により取り扱います。

# 第2条(当座貸越)

- 1. 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの 請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として 自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- 2. 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(千円未満は切捨てます。)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
- 3. 貸越金利息の貸越元金への組入れについては、カードローン取引がある場合を除き、 前項にかかわらずこの取引の定期預金の合計額または334万円のうちいずれか少ない 金額を極度額として取り扱います。
- 4. 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金 は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異があ る場合には、第4条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。
- 5. 次のお客さまは当座貸越をご利用いただけません。
  - (1) 当座貸越のご利用停止のお申出をされているお客さま
  - (2) 満18歳未満のお客さま
  - (3) 普通預金口座開設時の年齢が満18歳未満で、満18歳に達して以降、当座貸越の利用申出をされていないお客さま

# 第3条(貸越金の担保)

- 1. この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- 2. この取引に定期預金があるときは、第4条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日

(継続をしたときはその継続日) の早い順序に従い担保とします。

- 3. (1) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮) 差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮) 差押にかかる預金の全額を除外することとし、前二項と同様の方法により貸越金の担保とします。
  - (2) 前号の場合、貸越金が新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。この支払があるまでの前号の(仮)差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

### 第4条(貸越金利息等)

- 1. (1) 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、1年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、前条に従い担保となっている定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率とします。なお、貸越金の利息は、イオン銀行ダイレクトの照会取引により確認してください。
  - (2) 前号の組入れにより貸越金が極度額を超える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。
  - (3) この取引の定期預金の全額の解約により定期預金の残高が0円となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- 2. 定期預金を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- 3. 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%(年 365 日の日割計算)とします。

#### 第5条(即時支払等)

- 1. 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
  - (1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
  - (2) 相続の開始があったとき
  - (3) 前条第1項第2号により極度額をこえたまま6カ月を経過したとき
  - (4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- 2. 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
  - (1) 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - (2) その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- 3. 前二項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約でき

るものとします。

### 第6条(差引計算等)

- 1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取り扱うことができるものとします。
  - (1) この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
  - (2) 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- 2. 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、 その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

#### 第7条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

### 第8条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2022.4.1 現在)

### 普通預金規定

# 第1条(取扱店の範囲)

この預金は、当行所定の窓口でお取扱いができます。

### 第2条(振込金の受入れ)

- 1.この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- 2.この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による 取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

### 第3条 (預金の引出)

- 1.当行との取引に際してこの預金を引出すときは、当行所定の方法により、当行所定の払戻 請求書を、届出の印鑑を押印もしくはサインを記入または当行所定の本人認証手続を行っ たうえ提出してください。
- 2.この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きを してください。
- 3.同日に数件の支払いをする場合に、その総額が引出すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

#### 第4条(利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に 組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

## 第5条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

#### 第6条(規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法により

お客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2020.1.20 現在)

### スーパー定期規定

# 第1条(自動継続型スーパー定期)

- 1.本条における預金(以下本条において「この預金」といいます。)は、満期日に前回と同一の期間のスーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- 2.この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金 の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 3.継続を停止して満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じ。)に解約するときは、 満期日前の当行所定の日までにその旨を当行所定の方法により申出てください。この申出 があったときは、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
- 4.この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じ。)から満期日の前日までの日数および約定利率(継続後の預金については第2項の利率。以下同じ。)によって計算し、満期日に支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6カ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。
- (1)預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
- (2)中間払利息を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- 5.この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
- (1)複利型のこの預金および預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (2)預入日の2年後の応当日を満期日とした単利型のこの預金の中間払利息は、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

# 第2条(自動解約型スーパー定期)

- 1.本条における預金(以下本条において「この預金」といいます。)は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はお客さま名義の当行普通預金口座に入金するものとします。
- 2.この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し、

満期日にこの預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6カ月複利の 方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日 を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。

- (1)預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
- (2)中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

### 第3条(取扱店の範囲等)

- 1.前二条で定める預金(以下「この預金」といいます。)は、当行所定の窓口でお取扱いができます。
- 2.この預金の預入は当行所定の金額以上とします。
- 3.この預金の預入期間は当行所定のものとします。
- 4.預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした この預金は単利型とします。また、預入日の3年後の応当日から5年後の応当日までの日 を満期日としたこの預金は複利型とします。

### 第4条 (預金の解約、書替継続)

- 1.この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- 2.この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、次のいずれかの手続に よるものとします。
- (1)当行所定の払戻請求書に、届出の印鑑を押印もしくはサインを記入または当行所定の本人認証手続を行ったうえ提出してください。
- (2)当行の現金自動入出金機の画面表示等の操作手順に従って操作してください。
- (3)イオン銀行ダイレクトの画面表示等の操作手順に従って操作してください
- 3.この預金の一部のみを解約することはできません。

#### 第5条(付利単位、満期日前解約)

- 1.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 2.当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を清算します。

(1)預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 「約定利率×20%」または「解約日における普通預金

の利率」のどちらか低い方

B 6 カ月以上1年未満 約定利率×50%

C 1年以上3年未満 約定利率×70%

(2)預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 「約定利率×20%」または「解約日における普通預金

の利率」のどちらか低い方

B 6 カ月以上1 年未満 約定利率×40%

C 1年以上1年6カ月未満 約定利率×50%

D 1年6カ月以上2年未満 約定利率×60%

E 2年以上2年6カ月未満 約定利率×70%

F 2年6カ月以上3年未満 約定利率×90%

(3)預入日の3年後の応当日の翌日から4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 「約定利率×10%」または「解約日における普通預金

の利率」のどちらか低い方

B 6 カ月以上1年未満 約定利率×10%

C 1年以上1年6カ月未満 約定利率×20%

D 1年6カ月以上2年未満 約定利率×30%

E 2年以上3年未満 約定利率×40%

F 3年以上4年未満 約定利率×70%

(4)預入日の4年後の応当日の翌日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満 「約定利率×10%」または「解約日における普通預金

の利率」のどちらか低い方

B 6 カ月以上1年未満 約定利率×10%

C 1年以上2年未満 約定利率×20%

D 2年以上3年未満 約定利率×30%

E 3年以上4年未満 約定利率×50%

F 4年以上5年未満 約定利率×70%

解約日における普通預金の利率とは、イオン銀行 My ステージの適用ステージなしの当行所定の 利率をいいます。

# 第6条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところに よるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当 行所定の方法により告知します。

# 第7条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2020.1.20 現在)

### 大口定期規定

# 第1条(自動継続型大口定期)

- 1.本条における預金(以下本条において「この預金」といいます。)は、満期日に前回と同一の期間の大口定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- 2.この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金 の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 3.継続を停止して満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じ。)に解約するときは、 満期日前の当行所定の日までにその旨を当行所定の方法により申出るものとします。この 申出があったときは、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
- 4.この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じ。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および約定利率(継続後の預金については第2項の利率。以下同じ。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
  - (1)預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
- (2)中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- 5.この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
- (1)預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (2)預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法に従い、満期日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

# 第2条(自動解約型大口定期)

- 1.本条における預金(以下本条において「この預金」といいます。)は、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はお客さま名義の当行普通預金口座に入金するものとします。
- 2.この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)

および約定利率によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- (1)預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日にお客さま名義の当行普通預金口座へ入金します。
- (2)中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

### 第3条(取扱店の範囲等)

- 1.前二条で定める預金(以下「この預金」といいます。)は、当行所定の窓口でお取扱いができます。
- 2.この預金の預入は当行所定の金額以上とします。
- 3.この預金の預入期間は当行所定のものとします。
- 4.この預金は単利型とします。

### 第4条 (預金の解約、書替継続)

- 1.この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- 2.この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の方法により、 当行所定の払戻請求書を、届出の印鑑を押印もしくはサインを記入または当行所定の本人 認証手続を行ったうえ提出してください。
- 3.この預金の一部のみを解約することはできません。

# 第5条(付利単位、満期日前解約)

- 1.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 2.当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
- (1)預入日の6カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BまたはCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。また、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率を適用

します。

- A 解約日における普通預金の利率
- B 約定利率×70%
- C 約定利率 <u>(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)</u> 預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。また、解約日における普通預金の利率とは、イオン銀行Myステージの適用ステージなしの当行所定の利率をいいます。

- (2)預入日の6カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびB(AおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。また、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率
  - A 約定利率×70%
  - B 約定利率 <u>(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)</u> 預入日数

### 第6条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによる ものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所 定の方法により告知します。

#### 第7条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2020.1.20 現在)

#### 積立式定期預金規定

#### 第1条(取扱店の範囲等)

- 1. この預金は、当行所定の窓口またはイオン銀行ダイレクトでお取扱いができます。
- 2. 積立式定期預金口座(以下「口座」といいます。)は、当行に総合口座を開設しているお客さまのみ開設いただけます。
- 3. 口座は、お一人につき9口座まで開設いただけます。

### 第2条 (預金の預入等)

- 1. この預金の預入は、1回あたり 500 円以上 500,000 円以下とし、1 円単位で毎月口座振替により預入れができます。
- 2. この預金は、預入期間を1カ月以上1年以下とするスーパー定期として預入するものとします。
- 3. この口座の満期日(以下「口座満期日」といいます。)は、口座開設日より 6 カ月後の 応当日から 40 年後の応当日までの間でご指定いただけます。口座開設時に口座満期日 をご指定されない場合、口座満期日は口座開設時より 40 年後の応当日となります。
- 4. 振替金額を増額する月の指定は、1年のうち6回までできるものとします。

### 第3条(口座振替による預入)

- 1. 積立引落口座はお客さま名義の当行普通預金口座とします。また、振替日および振替金額等は、口座振替依頼書に記載のとおりとします。
- 2. 振替日の当行所定の手続時刻において積立引落口座の残高が振替金額に満たないときは、 その月の振替は行いません。ただし、振替金額の不足額が総合口座取引規定に定める貸 越限度額の範囲内で、かつ、この口座について当座貸越が発生する場合も振替を行う旨 の指定がある場合は振替えを行います。
- 3. 振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合は、あらかじめ当行所定の方法により当行に届け出るものとします。振替金額の変更は初回積立日経 過後のみ行えるものとします。

# 第4条 (預入期間、継続の方法、支払時期等)

- 1. この預金の預入は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じとします。)から 口座満期日までの期間に応じて次のとおり取り扱います。なお、この預金の預入期限は、 口座満期日の1カ月前の応当日までとします。
  - A 預入日から口座満期日までの期間が 13 カ月以上の場合は、預入期間 1 年のスーパー 定期として預け入れます。
  - B 預入日から口座満期日までの期間が 12 カ月超 13 カ月未満の場合は、預入期間 1 カ

月のスーパー定期として預け入れます。

- C 預入日から口座満期日までの期間が1カ月以上12カ月以下の場合は、口座満期日までを預入期間とするスーパー定期として預け入れます。
- 2. この預金の預入期間満了日(以下、「満期日」といいます。)には、この預金の元利合計金額をもって、前項の取扱いに従って新たなスーパー定期として継続します。また、この預金の満期日と同一日に新たな預金の預入がある場合は、この預金の元利合計金額と新たな預金の金額を合算し、1口の預金として前項に従って継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- 3. この預金は、口座満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はお客さま名義の普通預金口座に入金します。

# 第5条(利息)

- 1. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算し、1円未満の端数は切り捨てます。
- 2. この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、 預入日現在における当行所定の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、 口座満期日に元金とともに支払います。

### 第6条 (預金の解約)

- 1. この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、口座満期日前の解約はできません。
- 2. この預金を口座満期日における自動解約以外の方法で解約するときは、次のいずれかの 手続によるものとします。
- (1)当行所定の方法により、当行所定の払戻請求書を、届出の印鑑を押印もしくはサインを 記入または当行所定の本人認証手続を行ったうえ提出してください。
- (2)イオン銀行ダイレクトの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
- 3. この口座に預け入れた各預金のうち、解約する預金を指定することができます。各預金の金額の一部および各預金の合計金額の一部を指定して解約することはできません。
- 4. 当行がやむを得ないものと認めて口座満期日前に各預金を解約する場合は、次の中途解 約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算したお利息とともに払い戻します。
  - (1) 預入日から 6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合は、次のAまたはBのうち、 いずれか低い利率を適用します。
    - A 約定利率×20%
    - B 解約日における普通預金利率
  - (2) 預入日から 6 カ月後の応当日以降に解約する場合は、「約定利率×50%」を適用します。

- 5. この口座に預け入れた各預金の継続を停止して、満期日に解約することはできません。
- 6. 第4項に規定する解約日における普通預金利率とは、イオン銀行 My ステージの適用ステージなしの当行所定の利率をいいます。

# 第7条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

# 第8条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2020.1.20 現在)

### 外貨普通預金規定

### 第1条(取扱いの範囲)

- 1.この預金は、当行店舗およびイオン銀行ダイレクトでお取扱いができます。
- 2.この預金は、当行総合口座を開設し、かつ、イオン銀行ダイレクトの初回登録を完了している満 18 歳以上のお客さまがご利用いただけます。
- 3.この預金の口座の開設は、一つの通貨において、お客さまお一人につき一口座に限ります。
- 4.この預金の口座を開設する場合、お客さまは当行で取扱うすべての通貨の外貨普通預金口座を開設するものとし、一部の通貨のみでの口座の開設、または口座の解約はできません。
- 5.この預金は、通帳およびキャッシュカードを発行しません。
- 6.この預金の開設にあたって、お客さまは、この預金にかかる書面(法令で定める契約締結 前交付書面および外貨預金等書面を含みます。)について、以下の事項を保証し、当行所 定の方法により電子交付を受けることに同意するものとします。
  - (1)イオン銀行ダイレクトの初回登録が完了しており、常にイオン銀行ダイレクトを利用できる状態を保つこと
  - (2)電子交付の対象となる書面を閲覧するために必要な PDF ファイルの閲覧用のソフト ウェアを用意すること
  - (3)電子交付された書面を必ず確認すること
- 7.この預金の開設にあたって、お客さまは、1年以内にこの預金にかかる外貨預金等準備書面の交付を

受けている場合にはこの預金にかかる契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の 表明を行う

ものとします。

## 第2条(取扱通貨)

- 1.この預金で取扱う通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
- 2.当行は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断により、すでに取扱いを行っている通貨の取扱いを終了することがあります。この場合、当 行所定の方法により、事前に周知の措置を取ります。
- 3.前項において取扱いを終了する通貨の預金残高が取扱終了日に存在する場合には、取扱終了日の当行所定の為替レートおよび計算方法(1補助通貨単位未満の端数については切り捨てます。1補助通貨とは、1通貨単位未満の金額を表現するために用いられる単位をいいます。たとえば米ドルの場合は1米セントとなります。なお、補助通貨がない場合には1通貨単位とします。以下同じ。)により円貨に換算の上、お客さまの円貨普通預金口座に入金するものとします。

### 第3条(取扱日)

- 1.この預金の預入れおよび払戻しは、当行所定の日(以下、この預金の預入れおよび払戻し を行える日を「外貨預金サービス提供日」といいます。)に行うことができます。
- 2.当行の外貨預金サービス提供日ならびに預入れおよび払戻しの取扱時間は、当行のホームページでご確認いただけます。なお、システムメンテナンスやシステム改修などのためにこの預金の取扱いを停止する場合があります。
- 3.この預金は、当行の外貨預金サービス提供日であっても外国為替市場が閉鎖しているとき、 急激な為替変動があったとき、システム障害、自然災害、重大な政治体制の変更その他 の理由により当行がやむを得ない事情により預入れおよび払戻しを停止せざるを得ない と判断した場合には、預入れまたは払戻しができないことがあります。
- 4.当行が前項に基づき預入れまたは払戻しを扱わなかったことについて、当行が相当のシステム安全対策を怠ったことにより生じたシステム障害の場合を除き、当行は一切責任を 負わないものとします。

## 第4条(預金口座への受入れ)

- 1.この預金への預入れは、当行の外貨預金サービス提供日に行うことができます。
- 2.預入れの方法は、お客さまの円普通預金口座からのお振替え(総合口座取引規定に基づく 当座貸越を除きます。)、外国通貨で支払われる保険契約の保険金等の為替による受入 れのみとなります。

保険金等の受入れは日本国内で営業している保険会社からの保険金等に限ります。

- 3.この預金の預入額は、最低預入額を1通貨単位以上とし、預入単位を1補助通貨単位以上とします。
- 4.現金、トラベラーズチェック、手形、小切手その他の証券類等、本条第2項の方法を除く 為替による受入れはできません。

#### 第5条(預金の払戻し)

- 1.この預金の払戻しは、当行の外貨預金サービス提供日に行うことができます。
- 2.当行との取引に際してこの預金を払戻すときは、当行所定の方法により、当行所定の本人 認証手続を行ったうえお取引をしてください。イオン銀行ダイレクトでのお取引により この預金を払戻すときは、イオン銀行ダイレクト上に表示された当行所定の方法で払戻 手続を行ってください。
- 3.この預金を払戻す場合、当行計算実行時の為替レートにより換算した当該外貨金額相当額が1補助通貨単位以上となるように払戻請求してください。
- 4.この預金は現金(外貨および円貨)による払戻しはできません。払戻しは、当行の円普通 預金口座へのご入金のみとなります。

# 第6条(利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高1通貨単位以上について当該外貨1補助通貨単位を付利単位として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率および当行所定の計算方法(端数は切り捨てます。)によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

### 第7条(為替レート)

この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻し(解約の場合を含みます。) の際には、当行所定の為替レートおよび計算方法(1補助通貨単位未満の端数については切 り捨てます。)が適用されるものとします。

# 第8条(手数料)

この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻し(解約の場合を含みます。) の際に適用される為替レートには、当行所定の手数料が含まれます。

## 第9条(為替予約)

この預金では、為替予約の取扱いはできません。

# 第10条(差引計算等)

- 1.当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- 2.前項で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の為替レートおよび計算方法 (1補助通貨単位未満の端数については切り捨てます。)により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

#### 第11条(パスワード照合等)

端末等により入力されたキャッシュカードの暗証番号等について、あらかじめ登録された キャッシュカードの暗証番号等と照合、一致を確認し、当行所定の本人確認手続を行った うえで取引を行った場合は、それらのパスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用 その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 第12条 (解約、利用停止等)

1.お客さまの申出によりこの預金口座のみを解約することはできません。この預金口座をご

解約する場合には、当行で取扱う全ての通貨の外貨普通預金口座のほか、外貨定期預金口座、外貨普通預金積立契約および総合口座も併せて解約いただく必要があります。また、総合口座を解約する場合には、この預金口座をご解約いただく必要があります。

- 2.総合口座の解約と併せてこの預金口座を解約する場合の方法は、第5条第2項が準用される ものとします。
- 3.当行が、イオン銀行取引規定第16条第4項から第6項に基づき総合口座を解約する場合には、 この預金口座も併せて解約されるものとします。
- 4.お客さまが、第1条第6項の保証条件を満たさなくなった場合または同項の同意を取り消す場合には、当行は、この預金口座を解約することができるものとします。
- 5.この口座が解約となる場合(お客さまのお申し出による場合と当行から解約を実施する場合の両方を含みます。)、解約時における当行所定の為替レートおよび計算方法 (1補助通貨単位未満の端数については切り捨てます。)により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。
- 6.お客さまがこの預金口座を解約する場合、または当行によりこの預金口座が解約される場合には、電子交付を受けた契約締結前交付書面、外貨預金等書面および契約締結時交付書面の記載内容を消去するよう、当行に対して指図があったものとみなします。当行が消去の措置をとった場合、お客さまは記載事項を閲覧することができなくなります。
- 7.この預金の預入れまたは払戻しを当行所定の一日の取引量を超えて行った場合、または他のお客さまの外貨預金取引の妨げになるような行為をされた場合、以後の外貨預金取引を停止させていただくことがあります。また、当該取引に関する取引明細について、当行の判断により削除させていただくことがあります。

#### 第13条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

- 1.この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、または第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 2.相殺する場合の手続については、次によるものとします。
- (1) 相殺通知は書面によるものとし、数個の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の方法により直ちに当行にお申出ください。 ただし、お客さまの指定にかかわらず、この預金で担保される債務がある場合には、 当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保 証債務から相殺することがあります。
- (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができ

るものとします。

- (4) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料および遅延損害金等の計算については、 その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率および料率は当行の定めに よるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等の取扱いに ついては当行の定めによるものとします。
- (5) 相殺する場合の為替レートについては当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (6) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を 要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

# 第14条(適用法令等)

- 1.この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- 2.この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所 とします。

## 第15条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

# 第16条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2023.2.28 現在)

### 外貨定期預金規定

### 第1条(取扱いの範囲)

- 1.この預金は、当行店舗およびイオン銀行ダイレクトでお取扱いができます。
- 2.この預金は、当行総合口座を開設し、かつ、イオン銀行ダイレクトの初回登録を完了している満 18 歳以上のお客さまがご利用いただけます。
- 3.この預金は、通帳およびキャッシュカードを発行しません。
- 4.この預金の開設にあたって、お客さまは、この預金にかかる書面(法令で定める契約締結前交付書面および外貨預金等書面を含みます。)について、以下の事項を保証し、当行所定の方法により電子交付を受けることに同意するものとします。
  - (1)イオン銀行ダイレクトの初回登録が完了しており、常にイオン銀行ダイレクトを利用できる状態を保つこと
  - (2)電子交付の対象となる書面を閲覧するために必要な PDF ファイルの閲覧用のソフトウェアを用意すること
  - (3)電子交付された書面を必ず確認すること
- 5.この預金の開設にあたって、お客さまは、1年以内にこの預金にかかる外貨預金等準備書面の交付を受けている場合には、この預金にかかる契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明を行うものとします。

# 第2条(取扱通貨)

- 1.この預金で取扱う通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。
- 2.当行は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断により、すでに取扱いを行っている通貨の取扱いを終了することがあります。この場合、当行所定の方法により、当該通貨の取扱いを終了することについて事前に周知の措置を取ります。
- 3.前項において当行の定める取扱終了日に取扱いを終了する通貨の預金残高が存在する場合には、取扱終了日の当行所定の為替レートおよび計算方法 (1補助通貨単位未満の端数については切り捨てます。1補助通貨とは、1通貨単位未満の金額を表現するために用いられる単位をいいます。たとえば米ドルの場合は1米セントとなります。なお、補助通貨がない場合には1通貨単位とします。以下同じ。)により円貨に換算の上、お客さまの円貨普通預金口座に入金するものとします。

#### 第3条(取扱日)

- 1.この預金の預入れおよび払戻しは、当行所定の日(以下、この預金の預入れおよび払戻し を行える日を「外貨預金サービス提供日」といいます。)に行うことができます。
- 2.外貨預金サービス提供日以外は、この預金の預入れのお申込み(預入れ予約)のみを行う

ことができます。

- 3.当行の外貨預金サービス提供日は、当行のホームページでご確認いただけます。なお、システムメンテナンスやシステム改修などのためにこの預金の取扱いを停止する場合があります。
- 4.この預金は、当行の外貨預金サービス提供日であっても外国為替市場が閉鎖しているときまたは急激な為替変動があったとき、システム障害、自然災害、重大な政治体制の変更その他の理由により当行がやむを得ない事情により預入れおよび払戻しを停止せざるを得ないと判断した場合には、預入れまたは払戻しができないことがあります。
- 5.当行が前項に基づき預入れまたは払戻しを扱わなかったことについて、当行が相当のシステム安全対策を怠ったことにより生じたシステム障害の場合を除き、当行は一切責任を 負わないものとします。

# 第4条 (預金口座への受入れ)

- 1.この預金の預入れは、お客さまの円普通預金口座からの振替え(総合口座取引規定に基づく当座貸越を除きます。)、またはお客さまの同一通貨の外貨普通預金口座からの振替えにより、行うことができます。
- 2.この預金の預入額は、通貨ごとに定める当行所定の最低預入金額以上とし、預入単位を1 補助通貨単位とします。
- 3.現金、トラベラーズチェック、手形、小切手その他の証券類等、為替による受入れはできません。
- 4.この預金の預入期間は当行所定の期間からお客さまがあらかじめ指定したものとします。 ただし、預入期間の応当日が当行の外貨預金サービス提供日外の場合は、翌外貨預金サー ビス提供日をこの預金の満期日とし、翌外貨預金サービス提供日が翌月となる場合は、応 当日の前外貨預金サービス提供日が満期日となります。
- 5.外貨預金サービス提供日以外にお申込み(預入れ予約)されたこの預金は翌外貨預金サービス提供日の当行所定の時刻に預入れされます。また、当行所定の日時までは、お申込み(預入れ予約)された外貨定期預金のお申込みを取消すことができます。
- 6.この預金の口座を開設する場合、お客さまが当行の外貨普通預金口座を保有していない場合には、当 行で取扱うすべての通貨の外貨普通預金口座を開設するものとします。外貨普通預金口座は、一部の通貨のみでの口座の開設、または口座の解約はできません。

# 第5条(自動継続型外貨定期預金)

- 1.本条における預金(以下、本条において「この預金」といいます。)は、満期日に前回と 同一の通貨および同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金に ついても同様とします。
- 2.この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金

- の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 3.継続を停止して満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じ。)に解約するときは、満期日前の当行所定の日までにその旨を当行所定の方法により申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日に自動的に解約し、満期日以後に元利金を支払います。この場合、元利金はお客さま名義のこの預金と同一通貨の外貨普通預金口座に入金するものとします。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算します。
- 4.この預金の利息は、表示通貨の1補助通貨単位を付利単位として、当行所定の方法により、 預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じ。)から満期日の前日までの日数および 約定利率(継続後の預金については第2項の利率。以下同じ。)によって計算し、あらか じめ指定された方法に従い、満期日に当行におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金 口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

# 第6条(自動解約型外貨定期預金)

- 1.本条における預金(以下、本条において「この預金」といいます。)は、満期日に自動的 に解約し、元利金を支払います。この場合、元利金はお客さま名義のこの預金と同一通貨 の外貨普通預金口座に入金するものとします。
- 2.この預金の利息は、表示通貨の1補助通貨単位を付利単位として、当行所定の方法により、 預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算し、満期日にこの預金 の元金とともに支払います。
- 3.この預金がその満期日に自動解約ができず、その満期日以後に解約処理を行う場合、その満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金の元金とともに支払います。

#### 第7条(為替レート)

- 1.円貨と外貨の交換を伴うこの預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻し(解 約の場合を含みます。)の際には、当行所定の為替レート(リアルタイムレート)およ び計算方法(1補助通貨単位未満の端数については切り捨てます。)が適用されるものと します。
- 2.外貨預金サービス提供日以外にお申込み(預入れ予約)をされたこの預金は、翌外貨預金サービス提供日の当行所定の為替レート(外国為替公示相場)が適用されるものとします。
- 3.外貨預金サービス提供日以外にお申込み(預入れ予約)をされる場合、預入れ時点の外貨の上限レートを指定することができます。翌外貨預金サービス提供日の当行所定の為替

レート (外国為替公示相場) が指定された上限レートを上回る場合、外貨定期預金のお申し込みは自動的に取り消されたものとして扱います。

# 第8条(手数料)

この預金口座への預入れ、またはこの預金口座からの払戻し(解約の場合を含みます。) の際に適用される為替レートには、当行所定の手数料が含まれます。

# 第9条(為替予約)

この預金では、為替予約のお取扱いはできません。

# 第10条(差引計算等)

- 1.当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- 2.前項で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の為替レート計算方法 (1補助通貨単位未満の端数については切り捨てます。)により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

# 第11条 (パスワード照合等)

端末等により入力されたキャッシュカードの暗証番号等について、あらかじめ登録された キャッシュカードの暗証番号等と照合、一致を確認し、当行所定の本人確認手続を行った うえで取引を行った場合は、それらのパスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用 その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 第12条 (預金の解約、書替継続等)

- 1.この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、次のいずれかの手続に よるものとします。
- (1)当行所定の払戻請求書に、届出の印鑑を押印もしくはサインを記入または当行所定の本人認証手続を行ったうえ提出してください。
- (2)イオン銀行ダイレクトの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
- 2.この預金は現金(外貨および円貨)による払戻しはできません。払戻しは、解約の場合を 除き、当行の外貨普通預金口座への入金のみとなります。
- 3.この預金の一部のみを解約することはできません。
- 4.この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。ただし、当行がやむを得ないと認めて、満期日前の解約に応じた場合、その利息は預入日

(継続をした場合は最後の継続日)から解約日の前日までの期間について、当行所定の 利率により利息計算を行い、この預金とともにお客さま名義のこの預金と同一通貨の外 貨普通預金口座または円普通預金口座に入金するものとします。

- 5.お客さまが外貨普通預金を解約する場合には、この預金も併せて解約するものとします。 この場合のこの預金の利息の支払等については、前項ただし書きの定めに従います。
- 6.当行がお客さま名義の外貨普通預金の解約を行った場合、この預金も解約されるものとします。また、当行が、イオン銀行取引規定第 16 条第 4 項から第 6 項に基づき総合口座を解約する場合には、この預金口座も併せて解約されるものとします。これらの場合のこの預金の利息の支払等については、第 4 項ただし書きの定めに従います。
- 7.お客さまがこの預金口座を解約する場合、または当行によりこの預金口座が解約される場合には、電子交付を受けた契約締結前書面、外貨預金等交付書面および契約締結時交付書面の記載内容を消去するよう、当行に対して指図があったものとみなします。当行が消去の措置をとった場合、お客さまは記載事項を閲覧することができなくなります。

# 第13条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

- 1.お客さまは、この預金に関し、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保 険事故が生じた場合であって、かつ、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限 り、当該相殺額について期限が到来したものとして、本条各項の定めにより相殺するこ とができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もし くは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために 質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 2.相殺する場合の手続については、次によるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、数個の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の方法により直ちに当行にお申出ください。ただし、お客さまの指定にかかわらず、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺することがあります。
  - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
  - (4) 相殺する場合におけるこの預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行 に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとし ます。なお、満期日以後の期間は当行の計算実行時のこの預金と同一通貨の外貨普通 預金の利率を適用します。
  - (5) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料および遅延損害金等の計算については、

その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率および料率は当行の定めに よるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等の取扱いは 当行の定めによるものとします。

- (6) 相殺する場合の為替レートについては当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (7) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を 要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

# 第14条 (適用法令等)

- 1.この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- 2.この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

# 第15条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

# 第16条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2022.4.1 現在)

# 外貨普通預金積立規定

## 第1条 (規定の趣旨)

- 1. 外貨普通預金積立規定(以下「本規定」といいます。)は、お客さまと当行との間の外貨 普通預金の自動積立による預入れ(以下「本サービス」といいます。)に関する取決めで す。
- 2. お客さまは、本規定を十分に理解しご承諾いただき、お客さまの判断と責任において本サービスを利用するものとします。
- 3. 本サービスの利用にあたって、お客さまは、本サービスにかかる書面について、以下の 事項を保証し、当行所定の方法により電子交付することに同意するものとします。
  - (1)イオン銀行ダイレクトの初回登録が完了しており、常にイオン銀行ダイレクトを利用できる状態を保つこと
  - (2)電子交付の対象となる書面を閲覧するために必要な PDF ファイルの閲覧用のソフトウェアを用意すること
  - (3)電子交付された書面を必ず確認すること
- 4. この預金契約にあたって、お客さまは、1年以内にこの預金にかかる外貨預金等準備書面の交付を受けている場合には、この預金にかかる契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明を行うものとします。

#### 第2条(本サービスの概要)

- 1. 本サービスは、お客さまがあらかじめ指定された積立日(以下「積立指定日」といいます。) に、お客さまがあらかじめ指定された円貨額(以下「積立金額」といいます。) を 円普通預金口座から自動的に外貨に交換し、当該外貨と同一通貨建て外貨普通預金口座 (以下「取扱口座」といいます。) に預入れるサービスです。
- 2. 本サービスは、お客さま一人につき 10 口を上限としてご利用いただけます。
- 3. 本サービスにおいて預入れすることができる通貨は当行が認める外国通貨のみとします。
- 4. 本サービスは、期間の定めはありません。

# 第3条(本サービスの利用開始)

- 1. お客さまは、本サービスを利用するときは、当行所定の方法により申込手続を行ってください。お客さまからの当該お申込みを受けて、当行が所定の手続を完了することにより、お客さまと当行との間で本サービスにかかる契約(以下「積立契約」といいます。)が成立します。
- 2. 本サービスのお申込みの際、お客さまが当行の外貨普通預金口座を保有していない場合には、当行で取扱うすべての通貨の外貨普通預金口座を開設するものとします。外貨普通預金口座は、一部の通貨のみでの口座の開設、または口座の解約はできません。

## 第4条(本サービスの取扱い)

#### 1. 積立指定日

お客さまは、当行所定の日のいずれかを積立指定日として指定するものとします。積立 指定日は複数選択することも可能です。当行は、積立指定日に、積立金額を、円普通預 金口座より自動的に引落し(総合口座取引規定に基づく当座貸越を除きます。)、積立 金額相当分の外貨に交換し取扱口座に入金します。積立指定日が当行所定の外貨普通預 金の預入れおよび払戻しを行える日(以下「外貨預金サービス提供日」といいます。)以 外の日である場合は、次の外貨預金サービス提供日に積立金額を、円普通預金口座より 自動的に引落し(総合口座取引規定に基づく当座貸越を除きます。)、積立金額相当分の 外貨に交換し取扱口座に入金します。積立指定日を毎日で指定された場合は、外貨預金 サービス提供日以外は積立されません。

#### 2. 積立金額

お客さまは、積立金額を当行所定の金額の範囲内および単位で指定するものとします。

#### 3. 為替レート

外貨の交換にかかる為替レートは、当行所定の時点で適用中の当行所定の為替レート(外国為替公示相場)および計算方法(1補助通貨単位未満の端数については切り捨てます。)が適用されるものとします。

#### 4. 積立休止日

外国為替市場が閉鎖しているとき、急激な為替変動があったとき、システム障害、システムメンテナンスやシステム改修などのために本サービス停止の必要があるとき、自然 災害、重大な政治体制の変更その他の理由により当行がやむを得ない事情により本サー ビスを停止せざるを得ないと判断したとき(以下「積立休止日」といいます。)には、 本サービスによる外貨の交換を行わないことがあります。

#### 5. 積立資金の入金期限

お客さまは、当行所定の期限までに積立資金を円普通預金口座に入金するものとします。 なお、積立資金の引落し後は、外貨の交換までの間、円普通預金口座の他の残高と区分 してお預りしますので、お客さまは当該積立資金を自由に払戻すことや振替をすること はできません。

#### 6. 積立契約の上限

お客さまは、積立契約を10契約まで締結できるものとします。

#### 7. 申込みおよび解約手続の効力発生日

お客さまの申込みおよび解約手続は、手続が外貨預金サービス提供日の当行所定の時刻 までに行われた場合には、翌外貨預金サービス提供日に効力を生じます。手続が当行所 定の時刻以降に行われた場合には、翌々サービス提供日に効力が生じます。

## 第5条(外貨交換を行わない場合の取扱)

1. 積立休止日または外貨預金サービス提供日外の場合

積立指定日が積立休止日または外貨預金サービス提供日外に該当した場合は、外貨への 交換を行いません。この場合、積立指定日が毎日である場合を除き、翌日(翌日が積立 休止日または外貨預金サービス提供日外の場合は、さらに翌日とします。)に積立します。

2. 引落しできない場合

積立指定日あたりの積立金額が、引落し時点で円普通預金口座の支払可能残高を超えるときは、円普通預金の引落しおよび外貨への交換を行いません。複数の積立契約が同一の積立指定日となる場合、それらの契約における積立指定日あたりの積立金額の合計額が、引落し時点で円普通預金口座の支払可能残高を超えるときは、いずれの積立契約のみ円普通預金の引落しおよび外貨への交換を行うかは当行の任意とします。

3. 1 通貨単位未満の場合

積立金額で購入できる外貨が 1 通貨単位未満である場合には、外貨への交換を行わず積 立資金はお客さまの円普通預金口座に返金します。その場合、当行は、外貨への交換を 行わなかった契約をすべて一時停止することができるものとします。

#### 第6条 (申込内容の変更)

積立指定日や積立金額の変更などの本サービスの申込内容を、申込完了後に変更すること はできません。本サービスの申込内容の変更を希望される場合には、申込済みの本サービ スを解約したうえで、新たに変更後の内容で本サービスへ申込むものとします。

#### 第7条(本サービスの利用の一時停止)

- 1. お客さまによる、本サービスの一時停止および再開はできません。
- 2. 当行は、お客さまが届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、 当行においてお客さまの所在が不明になったとき、本サービスにかかるすべての積立契 約を一時停止することができるものとします。
- 3. 当行は、外国為替市場において適正な為替相場が成立していない場合、その他やむを得ない事情により当行が必要と認める場合は、一部または全部の通貨について本サービスの取扱いを一時停止することができるものとします。
- 4. 当行が本サービス、外貨普通預金にかかる規定または契約締結前交付書面を変更した場合、お客さまがその変更内容に同意する手続を完了されるまで本サービスにかかるすべての積立契約を一時停止することができるものとします。

#### 第8条(本サービスの解約)

1. 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1)お客さまが当行所定の手続により本サービスの解約を申出たとき
- (2)お客さまについて相続の開始があったとき
- (3) 届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明になったとき
- (4) 当行が本サービスを営むことができなくなったとき
- (5) やむを得ない事由により、当行が本サービスの解約を申出たとき
- (6) 5 回連続して積立指定日に積立金額の引落しができなかったとき
- (7)お客さま名義の外貨普通預金が解約等により終了したとき
- 2. お客さまがこの預金口座を解約する場合、または当行によりこの預金口座が解約される場合には、電子交付を受けた契約締結前交付書面、外貨預金等書面および契約締結時交付書面の記載内容を消去するよう、当行に対して指図があったものとみなします。当行が消去の措置をとった場合、お客さまは記載事項を閲覧することができなくなります。

## 第9条(適用法令等)

- 1. 本サービスには、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。
- 2. 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第10条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、外貨普通預金規定、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

# 第11条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

## 金融商品仲介サービス規定

本規定はイオン銀行(以下「当行」といいます。)を利用する個人のお客さまがマネックス証券(以下「提携証券会社」といいます。)を委託金融商品取引業者とする金融商品仲介サービスを利用される場合の取扱を定めたものです。

## 第1条(金融商品仲介サービスの利用)

1. 「金融商品仲介サービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、お客さまが金融 商品仲介口座を利用して、提携証券会社が取り扱う金融商品のうち、当行が定めるも のついて、各種取引(ご相談等を含みます)をすることができるサービスをいいます。

## 第2条(金融商品仲介サービスの開始)

- 1. お客さまが本サービスを利用するためには、予め「イオン銀行ダイレクト」の初回登録および提携証券会社での金融商品仲介口座を開設いただく必要があります(「イオン銀行ダイレクト」の利用については、「イオン銀行ダイレクト規定」によります。)。
- 2. 金融商品仲介口座の開設は、当行所定の方法を用いてインターネットバンキングにログインした上、シングルサインオンの方法により提携証券会社にログイン後、提携証券会社所定の方法により申し込み、提携証券会社がこれを承諾した場合に限り口座が開設されます。この場合、口座開設と同時に本サービスをご利用いただけます。
- 3. 金融商品仲介口座の申し込みに際して、提携証券会社への口座振替契約の申し込みも 同時に行います。なお、金融商品仲介における口座振替契約については、当座貸越が ご利用いただけません。
- 4. 提携証券会社に本サービスを受けることができない口座を開設済みであり、本サービスの提供を希望する場合、当行又は提携証券会社にお問い合わせください。

# 第3条(金融商品仲介サービスを利用した各種取引)

- 1. 本サービスを利用した各種取引については、当行および提携証券会社所定の方法により申し込みいただけます。各種取引には、提携証券会社所定の手数料や必要経費等が掛かることがあり、当行が仲介を行う他の委託金融商品取引業者とは金額が異なることがあります。
- 2. 本サービスにかかる各種取引はすべて提携証券会社とお客さまとの間の取引になります。提携証券会社とお客さまとの間の取引については、提携証券会社所定の規定によります。

# 第4条 (取引内容の確認)

1. お客さまが本サービスにおいて取引を行った場合、提携証券会社から、取引の内容に

関する取引報告書や取引残高報告書等が、送付または閲覧可能な状態に置かれますので、内容をご確認ください。

- 2. 前項の確認内容にご不明な点があるときは、提携証券会社のコールセンター等にご連絡ください。
- 3. 前項の場合等において、お客さまと当行・提携証券会社との間で取引内容等に疑義が 生じた場合は、当行・提携証券会社の電磁的記録、その他の記録内容を正確なものと して取扱います。

## 第5条(自己責任の原則)

本サービスをご利用の際は、本規定および関連する規定等(提携証券会社の約款等、提携証券会社から提供される最新の目論見書および契約締結前交付書面その他の書類を含みます。)の内容を充分に把握し、お客さま自らの判断と責任においてお申し込みください。

# 第6条(利用時間)

本サービスは、当行および提携証券会社所定の利用日・利用時間内に限り利用することができます。ただし、当行および提携証券会社はお客さまに事前に通知することなくこれを変更することができるものとし、当行および提携証券会社の責によらない通信機器・回線などの障害により、予告なく取扱を休止する場合があります。

#### 第7条(解約)

- 1. 本サービスは、以下の場合に解約されます。
  - (1) お客さまの当行総合口座が解約された場合
  - (2) お客さまが提携証券会社との取引を終了 (解除、解約など、原因を問いません) したとき
  - (3) 提携証券会社所定の仲介口座約款、証券総合取引約款その他提携証券会社の定める 約款および規定に従い、提携証券会社が解約した場合
- 2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか1つにでも該当した場合、当行はお客 さまに事前に通知することなく、本サービスを解約できるものとします。
  - (1) お客さまについて相続の開始があったとき
  - (2) お客さまが海外転勤などにより非居住者となったとき
  - (3) お客さまがこの規定その他当行との定めに違反したとき
  - (4) この規定以外の当行の規定に定める場合その他やむをえないと客観的に認められる 事由が生じたとき

## 第8条(取引の停止)

- 1. 提携証券会社にお客さまが届出ている情報に変更がある場合、当行または提携証券会 社所定の変更手続きが完了するまで、本サービスの全部もしくは一部が提供されず、 または本サービスの解約等が制限される場合があります。なお、当行はお客さまがこ の届出を怠ったことにより生じた損害について、責任を負いません。
- 2. 当行は、提携証券会社所定の約款等に定める事由、通信回線、通信機器またはコンピュータシステム機器等の障害、瑕疵の発生、その他、当行の責に帰すべからざる事由により本サービスを提供することができないときは、当行の裁量により本サービスの全部または一部を停止することができるものとします。

# 第9条(個人情報の取扱)

当行は、お客さまが本サービスを利用するにあたり、提携証券会社における金融商品仲介口座の利用および管理の目的に必要な範囲内で、当行が保有するお客さまの個人情報を適切な保護措置を講じたうえで提携証券会社に提供できるものとします。

## 第10条(危険負担)

当行は、次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害、瑕疵またはこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等により本サービスの利用ができなかった場合
- (2) 提携証券会社のシステム障害等当行の責めに帰すことのできない事由により生じた場合
- (3) 第7条または第8条による本サービスの解約または停止により生じた場合

## 第11条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

#### 第12条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

#### 振込規定

#### 第1条(適用範囲)

- 1. 当行の現金自動入出金機(以下「ATM」といいます。)およびイオン銀行ダイレクトを利用しての 当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込(以下「振込」とい います。)については、本規定により取り扱います。
- 2. 当行は振込依頼書による振込は受け付けません。ただし、振込金額が10万円を超える振込、 キャッシュカードの利用限度額を超える振込など当行がやむを得ないものと認めて振込依頼書に よる振込を取り扱う場合は、本規定により取り扱います。

#### 第2条(振込の依頼)

- 1. ATMまたはイオン銀行ダイレクトによる振込の依頼は、次により取り扱います。
- (1) 振込の依頼は当行所定の時間内に受け付けます。
- (2) 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) ATMによる振込の場合、ATMの画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、 預金種目・口座番号、受取人名、振込金額および依頼人名を正確に入力または確認してください。 また、振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
- (4) イオン銀行ダイレクトによる振込の場合、イオン銀行ダイレクトの画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名および振込指定日を正確に入力または確認してください。
- (5) 当行はATMまたはイオン銀行ダイレクトにより入力された事項を依頼内容とします。
- 2. 振込依頼書による振込の依頼は、次により取り扱います。
- (1) 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。
- (2) 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名および依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
- (3) 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- 3. 前二項に定める依頼内容について、ATMまたはイオン銀行ダイレクトへの誤入力または振込 依頼書の記載の不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負い ません。
- 4. 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払うものとします。

#### 第3条(振込契約の成立)

- 1. ATMおよびイオン銀行ダイレクトによる場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
- 2. 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した

時に成立するものとします。

- 3. 前二項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受付書またはご利用明細等(以下「振込金受付書等」といいます。)を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受付書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。
- 4. 次の場合、振込契約は成立しないものとします。
- (1) 振込金額の取引金額が、支払指定口座より引出のできる金額(当座貸越を利用できる金額を含みます。)を超える場合
- (2) お客さまから支払指定口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合

#### 第4条(振込通知の発信)

- 1. 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて、依頼日当日に、振込先の金融機 関宛に振込通知を発信します。
- 2. 振込依頼書による振込の依頼を、当行所定の時間外および銀行法に定める銀行の休日に受け付けた場合、前項の定めにかかわらず、依頼日の翌営業日(銀行法に定める銀行の休日以外の日をいいます。以下同じ。)に発信します。
- 3. ATMおよびイオン銀行ダイレクトによる依頼に基づき振込契約が成立した場合、第1項の定めにかかわらず、振込先の金融機関・受取人の口座状況等により依頼日の翌日以降に振込通知を発信することがあります。
- 4. 当行が振込通知を発信しても、振込先の金融機関・受取人の口座状況等により、入金が翌日 以降となる場合があります。
- 5. イオン銀行ダイレクトによる振込の依頼にあたって、お客さまが依頼日の翌営業日以降を指定した場合、第1項の定めにかかわらず、当該指定日を振込日とした振込予約の依頼として取り扱い、当該指定日に、振込先の金融機関宛に振込通知を発信します。

# 第5条(取引内容の照会等)

- 1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当行に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- 2. 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 3. 入金口座なし等の事由により振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、お客さまに照会等をすることなく、お客さまの口座へ振込資金を入金することとし、振込手数料は返却しません。振込の結果については、お客さまご自身で照会等を行い確認をしてください。

## 第6条(依頼内容の変更)

- 1. 振込契約の成立後に依頼内容を変更することはできません。ただし、当行が必要と認める場合には、次の訂正の手続により取り扱います。また、必要に応じて、第7条第1項に規定する組戻しの手続により取り扱います。
- (1) 訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込変更依頼書に自署捺印(またはサイン登録されているお客さまの場合はサイン。以下同じ。)のうえ、振込金受付書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 当行は、振込変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- 2. 提出された振込金受付書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、前項の訂正の取り扱いをし、振込資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 3. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- 4. イオン銀行ダイレクトによる振込依頼のうち、振込予定日が翌営業日以降となるものについては、振込予定日の前日まで取消依頼ができます。

## 第7条(組戻し)

- 1. 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、当行の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。
- (1) 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書に自署捺印のうえ、振込金受付書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 当行は、振込組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (3) 組戻しされた振込資金は、振込組戻依頼書に指定された方法により返却します。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 2. 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第6条第2項の規定を準用します。
- 3. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

# 第8条(通知・照会の連絡先)

- 1. この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- 2. 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

# 第9条(手数料)

- 1. 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
- 2. 依頼内容の変更または組戻しの受付にあたっては、依頼内容の変更または組戻しの依頼の

都度、当行所定の振込変更手数料または振込組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振 込手数料は返却しません。また、依頼内容の変更または組戻しができなかったときも、お支払い いただいた振込変更手数料または振込組戻手数料は返却しません。

3. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

## 第10条(災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害 については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故または裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2)当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3)当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

# 第11条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。

当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

#### 第12条(規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

(2020.1.20 現在)

#### 口座振替規定

## 第1条 預金口座からの引落し

当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金 口座から引落としのうえ支払います。この場合、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書 の提出なしに、普通預金口座より引落します。

# 第2条 払戻可能額が不足する場合の取扱い

振替日において請求書記載金額が普通預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、お客さまに通知することなく、 請求書を返却します。

# 第3条 解約

この契約を解約するときは、当行に対し書面により届け出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、当行はこの契約が終了したものとして取り扱います。

# 第4条 免責事項

この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責による場合を除き、当行は一切責任を負いません。

## 第5条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

#### 第6条 規定の変更

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示、その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

JC015[2007/10]01

## ネット口座振替受付サービス利用規定

#### 第1条 サービス内容

「ネットロ座振替受付サービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、お客さまが、当行所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関し、お客さまの指定する口座(以下「対象口座」といいます。)を対象として、パーソナルコンピュータ・携帯電話その他の端末機(以下「端末機」といいます。)から、インターネットを通じて預金口座振替契約の締結を申込めるサービスをいいます。お客さまは、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

## 第2条 利用対象者

本サービスの利用は、当行発行のキャッシュカード(以下「カード」といいます。)を保有している 日本国内に居住する個人で、かつ次条に定める対象口座を保有する預金者本人に限ります。

#### 第3条 対象口座

本サービスにおいて指定可能な対象口座は、カード発行済みの当行普通預金口座に限ります。

#### 第4条 サービス利用可能時間

本サービスの利用可能時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。また、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用可能時間内であっても利用できない場合があります。

## 第5条 預金口座振替契約の締結手続き(本人確認手続き)

本サービスを利用する場合、お客さまは、端末機に表示された収納機関のウェブサイト上の本サービスに係る画面表示等または収納機関との間の契約書面等により本サービスでの申込内容を確認のうえ、当該ウェブサイト上に表示された本サービスに係る操作手順に従い、自ら端末機に対象口座の支店名、口座番号、生年月日、口座名義、キャッシュカードの暗証番号等の所定事項を入力し、当行あてに伝達して下さい。お客さまが当行あてに伝達した事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合に、当行はお客さま本人からの預金口座振替契約締結の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続きを行います。

#### 第6条 サービス利用停止

1. お客さまが対象口座に登録されているキャッシュカード暗証番号等の情報を当行所定の回 数連続して誤った場合、当行は本サービスの利用を停止できるものとします。また、それによ りお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。 2. 前項による本サービスの利用停止の解除をお客さまが希望する場合には、当行所定の方法により当行に利用停止の解除をお申出ください。

# 第7条 預金口座振替契約の締結

1. 申込の方法

お客さまは、第5条に定めた本人確認手続きを経た後、当行所定の手続きにより正確に伝達することによって、預金口座振替契約の締結を申込むものとします。

2. 申込の承諾

お客さまが前項の手続きを正確に行い、当行にて手続きが正確に行われたことが確認できた時点で、お客さまと当行との間に預金口座振替契約が締結されたものとします。なお、預金口座振替契約が締結された後に、申込み内容の取消、変更はできません。

3. 預金口座振替契約の不成立

前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合またはそれによりサービスの利用に係る通信または処理が正常におこなわれなかった場合は、預金口座振替契約が成立しないことがあります。この場合、当行はお客さまに対して申込が不成立となった旨を通知しませんので、お客さま自身で成否を確認するものとします。

- (1)災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない場合。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず端末機、通信回線またはコンピュータ等に不正使用または障害が生じた場合。
- (3) お客さまの端末機、その他当行の管理のよらない機器の障害が生じた場合。
- (4)お客さまにおける端末機の不正利用、誤操作等により正しい取扱いができなかった場合。
- (5)対象口座につき差押えが行われている場合、カードの盗難・紛失等の届出が提出されている場合その他当行が預金口座振替契約を締結することを不適切と認めた場合。

#### 第8条 収納機関への情報通知

- 1. 当行は、本サービスによるお客さまからの預金口座振替契約の成立または不成立等に関し、 当行は収納機関に対して当該情報を通知するものとします。さらに当行は当該申込に関する 情報を当該収納機関の求めに応じて当該収納機関の定める方法により当該収納機関に送付 する場合があることにお客さまは同意するものとします。当行が当該収納機関に前記の通知 および送付を行うことにつき、お客さまはあらかじめ同意するものとします。
- 2. 預金口座振替契約の成立に関し、当行は収納機関に対し、お客さまが当行の普通預金口座 を開設した際等に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

# 第9条 預金口座振替の開始時期

収納機関による振替の開始時期は、本サービスにより預金口座振替契約が成立し収納機関の手続きが完了した後とします。

#### 第10条 免責事項

- 1. 第5条に定める本人確認手続きが正常に完了した後、預金口座振替契約の申込があった場合、当行はお客さま本人による本サービスの利用とみなし、端末機、暗証番号等について当行の責によらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。
- 2. 以下の事由によって生じた損害については、当行に責のある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。
  - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があった場合。
  - (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず端末機、通信回線またはコンピュータ等に不正使用または障害が生じた場合。
  - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由がある場合。
  - (4) お客さまの端末機、その他当行の管理のよらない機器の障害により本サービスの提供ができなかった場合、または当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、本サービスの提供ができなかった場合。
  - (5) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に遅延欠落等が生じた場合。
  - (6)お客さまにおける端末機の不正利用、誤操作等により正しい取扱いができなかった場合。
  - (7)対象口座につき差押えが行われている場合等、当行が預金口座振替契約を締結すること を不適切と認めた場合。
  - (8)カードの盗難・紛失等の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとった場合。
  - (9) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス 等がなされ、お客さまのパスワード等、取引情報が漏洩した場合。
- 3. 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替についてお客さまと収納機関との間で紛議が生じても、当行の責による場合を除き、お客さまと収納機関との間でこれを解決するものとし、 当行はいっさいの責任を負わないものとします。

#### 第11条 届出事項の変更等

お客さまの氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当行所定 の方法により当行へ届出ることとし、その届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に 責がある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

# 第12条 通知等の連絡先

当行はお客さまに対し、申込内容について通知、照会、確認をすることがあります。その場合、お客さまがあらかじめ当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が本連絡先にあてて

通知、照会、確認を発信、発送し、または書類を発信した場合には、前条の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により、これらが延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。当行の責によらない端末機、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

## 第13条 責任制限

本サービスの利用にともないお客さまに生じた損害についての当行の責任は、当行の故意また は重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

# 第14条 準拠法・管轄

- 1. 本規定の準拠法は日本法とします。
- 2. 本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

# 第15条 規程等の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものと します。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により 告知します。

#### 第16条 規定の変更等

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示、その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

## Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス利用規定

# 第1条 適用範囲

- 1. 当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます。)所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等(以下「収納機関」といいます。)、または、当該収納機関から委託を受けた法人等の窓口(以下「取扱窓口」といいます。)に対して、当行がキャッシュカード規定にもとづいて総合口座について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)を提示して、第3条第1項の預金口座振替の依頼を行うサービス(以下「本サービス」といいます。)については、本規定により取り扱います。
- 2. 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている普通預金口座(以下「当該 口座」といいます。)のご本人さまに限ります。
- 3. 本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できるものと します。

#### 第2条 利用方法等

- 1. 本サービスを利用するときは、お客さまは収納機関または取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)の画面表示等の操作手順に従い、お客さまがカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を他人(収納機関または取扱窓口の従業員を含みます。)に知られないように注意して入力してください。
- 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
  - (1) 停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
  - (2) 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
  - (3) 本規定に反する場合
- 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
  - (1) お客さまが暗証番号の入力を当行所定の回数連続して誤って端末機に入力した場合
  - (2) カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- 4. 当行が本サービスを利用することができないとして定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。ただし、本サービスを利用することができる日および時間帯の範囲内であっても、収納機関または取扱窓口の都合により利用できない場合があります。

# 第3条 預金口座振替契約等

1. 第2条第1項により暗証番号の入力がされたときは、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨

の契約(以下「預金口座振替契約」といいます。)が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは、預金口座振替契約は成立しなかったものとします。

- 2. 当行が、預金口座振替契約が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定に かかわらず、払戻請求書の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。
- 3. 第1項にかかわらず、当行所定の手続によるお客さまの本人確認ができない場合には、 当行は預金口座振替契約を解約できるものとします。
- 4. お客さまは、暗証番号等を入力する前に端末機の表示および収納機関との間の契約書等により、本サービスでの申込内容を確認するとともに、第1項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書の内容を確認するものとします。なお、口座振替契約確認書の内容がお客さまの意思にそえない場合には、お客さま自らが口座振替契約確認書に記載の問い合わせ先に連絡のうえ、これを解決するものとします。
- 5. 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行法に定める銀行の休日の場合は翌営業日とします。)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、お客さまに通知することなく、請求書を収納機関に返却します。
- 6. 振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口 座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
- 7. 収納機関の都合で、収納機関がお客さまに対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号等で引き続き取扱うものとします。
- 8. 預金口座振替契約を解約するときは、当行に対し書面にて届出てください。なお、この 届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求がない等相当の事由があるときは、当行 は預金口座振替契約が終了したものとして取扱います。

#### 第4条 本サービスの機能を停止する場合

本サービスを利用する機能は、当行所定の手続により申出ることにより停止することができます。 当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。 この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

なお、一旦停止した本サービスのご利用する機能を再開する場合は、当行所定の手続が必要 となります。

# 第5条 免責事項

1. 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が 交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金 口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その 他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行 はいっさいの責任を負いません。ただし、預金口座振替の受付が偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理についてお客さまの責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合は、このかぎりではありません。

- 2. 次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
  - (1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があったとき
  - (2) 当行の責によらずに端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
  - (3) 収納機関の責に帰すべき事由があったとき
- 3. 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、 当行の責めによる場合を除き、お客さまと収納機関または取扱窓口との間で遅滞なくこれを 解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

# 第6条 規定の適用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

#### 第7条 規定の変更

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示、その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

## キャッシュカード規定

#### 第1条 カードの利用

- 1. 当行が総合口座について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。) およびお客さまがあらかじめ届け出た暗証番号は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
  - (1) 当行および当行が提携している金融機関(以下「提携先」といいます。)の現金自動入出金機等(以下「ATM」といいます。)を利用して、普通預金(以下「預金」といいます。)の預入・引出をする場合
  - (2) 当行および提携先の ATM を利用して振込資金を普通預金口座からの振替により引出、同時に振込の依頼をする場合
  - (3) 当行の ATM を利用して振替資金を普通預金口座からの振替により引出、同時に定期預金口座に預入をする場合(以下この取扱を「定期預金預入取引」といいます。)
  - (4) 当行の ATM を利用して定期預金の解約予約を行う場合(以下この取扱を「定期預金解約予約取引」といいます。)
  - (5) 当行の ATM を利用して定期預金を解約、同時に普通預金口座に預入をする場合(以下この取扱を「定期預金解約取引」といいます。)
  - (6) 当行の ATM を利用して普通預金口座の残高履歴を受け取る場合
  - (7) 当行の窓口においてお客さまの本人確認を行う場合
  - (8) その他当行所定の取引をする場合
- 2. カードは当行および提携先所定の時間帯に限り利用することができます。

# 第2条 ATM による預金の預入

- 1. 当行および提携先のATMを利用して普通預金口座に預入をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2. ATM による預入は当行または提携先所定の種類の現金に限ります。また、1回あたりの預入は、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 第3条 ATM による預金の引出

- 1. 当行および提携先のATMを利用して預金の引出をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証番号および引出金額を正確に入力してください。
- 2. ATM による引出は、ATM の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回 あたりの引出は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたり の引出は、当行所定の金額の範囲内とします。

3. ATM を利用して預金の引出をする場合に、払戻請求金額と第9条第1項に規定する ATM 利用手数料金額との合計額が引出すことのできる金額をこえるときは、その引出 はできません。

# 第4条 ATM による振込

- 1. ATM を利用して振込資金を普通預金口座からの振替により引出、振込の依頼をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力してください。
- 2. ATM による1回あたりの振込金額は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。 なお、1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- 3. ATM を利用して振込の依頼をする場合に、振込金額、第9条第1項に規定する ATM 利用手数料金額、および同条第3項に規定する振込手数料金額の合計額が預金を引出すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

## 第5条 ATM による定期預金預入取引

- 1. ATM を利用して定期預金預入取引を行う場合には、ATM の画面表示等の操作手順に 従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力 してください。
- 2. 1回あたりの定期預金預入取引は、当行所定の金額の範囲内とします。

#### 第6条 ATM による定期預金解約予約取引

- 1. ATM を利用して定期預金解約予約取引を行う場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、指定された定期預金を満期日に自動的に解約し、元利金を普通預金口座に入金します。
- 2. 定期預金解約予約取引の取扱ができる定期預金の種類は、当行所定のものとします。
- 3. 定期預金解約予約取引は、満期日前の当行所定の日まで取扱できます。

#### 第6条の2 ATM による定期預金解約取引

- 1. ATM を利用して定期預金解約取引を行う場合には、ATM の画面表示等の操作手順に 従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力 してください。
- 2.1回あたりの定期預金解約取引は、当行所定の金額の範囲内とします。

#### 第7条 ATM による残高履歴の受領

1. 当行のATM を利用して普通預金口座の残高履歴を受け取る場合には、ATM の画面表

示等の操作手順に従って、ATM にカードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。

2. ATM により受け取ることができる残高履歴の明細は、当行所定の範囲内とします。

# 第8条 利用限度額

- 1. 当行は、預金の引出を伴うカードの利用のうち、当行所定の取引について、普通預金 口座ごとに1日あたりの限度額を定めるものとします。(以下この限度額を「利用限 度額」といいます。)
- 2. 利用限度額は、当行所定の金額の範囲内で個別に設定することができます。この場合には、本人から書面、その他の当行所定の方法により当行に届け出てください。
- 3. 利用限度額は、当行の ATM を利用して引下げることができます。引下げには、ATM の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し、届出の暗証番号、その他の所定 の事項を正確に入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。
- 4. 前二項により個別に設定された利用限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。

### 第9条 ATM 利用手数料等

- 1. ATM を利用して預金の預入・引出をする場合には、当行および提携先所定の ATM の利用に関する手数料(以下「ATM 利用手数料」といいます。)をお支払いいただきます。
- 2. ATM 利用手数料は、預金の預入・引出時に、その預入・引出をした普通預金口座から 自動的に引落とします。なお、提携先の ATM 利用手数料は、当行からそれぞれの提 携先に支払います。
- 3. 当行の ATM を利用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、また提携先の ATM を利用して振込をする場合には提携先所定の振込手数料をお支払いいただきま す。
- 4. 振込手数料は、振込資金の普通預金口座からの引出時に、その引出をした普通預金口座から自動的に引落とします。なお、提携先の振込手数料は、当行から提携先に支払います。

#### 第10条 ATM の故障時の取扱

停電、故障等により当行の ATM による取扱ができない場合には、代替となる取扱につき、 当行所定の方法により告知します。

# 第11条 カードの再発行等

1. 盗難、紛失、破損等によるカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

## 第12条 カード・暗証番号の管理等

- 1. 当行は、ATM の操作等(当行の窓口を含みます。)の際に使用されたカードが、当行がお客さまに交付したカードであること、および入力された暗証番号とあらかじめ届け出られた暗証番号との一致を確認し、相違ないものと認めて取扱を行った上は、それが偽造、変造、盗用、不正使用、その他の事故により、お客さま本人による取引でなかった場合でも、当行は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために生じた損害については、第13条および第14条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- 2. カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号に、生年月日、 電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号を使用しないでください。カード が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使 用されたことを認知した場合には、すみやかにお客さまご本人から当行に通知してく ださい。この通知を受けたときは、当行所定の方法によりカードによる預金の払戻し 停止の措置を講じます。
- 3. 暗証番号は定期的に変更して、他人に知られないように管理してください。なお、当 行の ATM を利用して、お届けの暗証番号を変更することもできます。
- 4. お客さまが暗証番号の入力を当行所定の回数連続して誤った場合、当行はカードの利用を停止できるものとします。また、それによりお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。
- 5. 前項によるカードの利用停止の解除をお客さまが希望する場合には、当行所定の方法 により当行にカードの再発行をお申出ください。この場合、当行所定の再発行手数料 をいただきます。

#### 第13条 偽造カード等による引出等

偽造または変造カードによる引出について、お客さまの故意による場合または当該引出について当行が善意かつ無過失であって、お客さまに重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、お客さまは当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

# 第14条 盗難カードによる引出等

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた引出については、次の 各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該引出にかかる損害(手数 料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること
- (2) 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
- (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが 推測される事実を確認できるものを示していること
- 2. 前項の請求がなされた場合、当該引出がお客さまの故意による場合を除き、当行は、 当行への通知が行われた日の30日(当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該引出が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 3. 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日とします。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、 当行は補てん責任を負いません。
  - (1) 当該引出が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ①お客さまに重大な過失があることを当行が証明した場合
  - ②お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用 人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
  - ③お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽 りの説明を行った場合
  - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

# 第15条 代理人カードの取扱

- 1. お客さまが指定する1名に限り、当行は代理人のカード(以下「代理人カード」といいます。)を発行します。お客さまが代理人カードの発行を希望される場合は、当行所定の方法により当行に届け出てください。この場合、当行が認めた場合に限り代理人カードを発行します。なお、代理人カードにはWAON(電子マネー)機能は付与されません。
- 2. 代理人カードで可能とする取引は当行所定の取引とします。

- 3. 代理人カードを発行および再発行する場合には、当行所定の手数料をお支払いいただきます。
- 4. 代理人カードにより振込を依頼する場合は、振込依頼人名を入力しない場合は本人名義となります。
  - 5. 代理人カードの利用についても、本規定を適用します。

#### 第16条 ATM への誤入力等

ATM の利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先のATM を利用した場合の提携先の責任についても同様とします。

# 第17条 解約、カードの利用停止等

- 1. 普通預金口座を解約する場合には、お客さま自らの責任でカードを裁断、その他の方 法により再利用が不可能な状況にしたうえで、破棄してください。
- 2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- 3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行所定の方法により、お客さまご本人からお申出を受け、かつ当行が相当の事由があると認めたときに停止を解除します。
  - (1) お客さまが本規定または当行のその他の規定に違反したとき
- (2) カードが偽造、盗難紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断したとき

## 第18条 譲渡・質入れ等の禁止

カードは第三者への譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

#### 第19条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

# 第20条 規定の変更

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらか

じめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の 方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うも のとします。

以上

## J-Debit 取引規定

# 第1章 J-Debit 取引

## 第1条 (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に対して、個人のお客さまに当行が総合口座について発行したキャッシュカード機能付きカード(以下「カード」といいます。)を提示して、加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)について加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます。)から預金の引落し(総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下、本章において「J-Debit 取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

- (1) 日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。)所定の加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、カードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- (2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「間接加盟店」といいます。)。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、カードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- (3) 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「組合事業加盟店」といいます。)。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、カードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

#### 第2条(利用方法等)

- 1. カードをJ-Debit 取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたJ-Debit 取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせる かまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- 2. 端末機を使用して、預金の払い戻しによる現金の取得を目的として、カードを利

用することはできません。

- 3. 次の場合には、J-Debit 取引を行うことはできません。
- (1) 停電、故障等により端末機による取り扱いができない場合
- (2)1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3) 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店が J-Debit 取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- 4. 次の場合には、カードを J-Debit 取引に利用することはできません。
- (1) キャッシュカード規定に基づく利用限度額を超える場合
- (2) 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- (3) カード(磁気ストライプおよび IC チップの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- 5. 当行が J-Debit 取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、J-Debit 取引を行うことはできません。

# 第3条 (I-Debit 取引契約等)

前条第 1 項によりカードの暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「J-Debit 取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図及び当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、払戻請求書の提出は必要ありません。

## 第4条 (預金の復元等)

- 1. J-Debit 取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、J-Debit 取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せて J-Debit 取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- 2. 前項にかかわらず、J-Debit 取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文を J-Debit 取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引き落とされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡した

うえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

- 3. 第 1 項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- 4. J-Debit 取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため J-Debit 取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

## 第5条 (読替規定)

カードを J-Debit 取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、 第12条第1項中「ATM の操作等」とあるのは「端末機の操作等」とし、第16条中「ATM の利用」とあるのは、「端末機の利用」とします。

# 第2章 キャッシュアウト取引

# 第6条(適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「CO 加盟店」といいます。)に対して、カードを提示して、CO 加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下本章において「売買取引」といいます。)および CO 加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引(以下「キャッシュアウト取引」といいます。)について CO 加盟店に対して負担する債務(以下「対価支払債務」といいます。)を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下「CO\_J-Debit取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

- (1)機構所定のキャッシュアウト加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「CO直接加盟店」といいます。)であって、当該CO加盟店におけるCO\_J-Debit取引を当行が承諾したもの
- (2) 規約を承認のうえ、CO 直接加盟店と規約所定の CO 間接加盟店契約を締結した 法人または個人であって、当該 CO 加盟店における CO\_J-Debit 取引を当行が承 諾したもの
- (3) 規約を承認のうえ機構に CO 任意組合として登録され加盟店銀行と CO 直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該 CO 加盟店における CO\_J-Debit 取引を当行が承諾したもの

## 第7条(利用方法等)

- 1. カードを CO\_J-Debit 取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは CO 加盟店にカードを引き渡したうえ CO 加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(CO 加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- 2. 次の場合には、CO\_J-Debit 取引を行うことはできません。
- (1) 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
- (2) 1 回あたりのカードの利用金額が、CO 加盟店が定めた最高限度額を超え、または 最低限度額に満たない場合
- 3. 次の場合には、カードを CO\_J-Debit 取引に利用することはできません。
- (1) キャッシュカード規定に基づく利用限度額を超える場合
- (2) 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
- (3) カード(磁気ストライプおよび IC チップの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (4) その CO 加盟店において CO\_J-Debit 取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
- (5) CO\_J-Debit 取引契約の申込が明らかに不審と判断される場合
- 4. 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO 加盟店が CO\_J-Debit 取引を行う ことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、CO\_J-Debit 取引を行うことはできません。
- 5. CO 加盟店において CO 加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO 加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- 6. 当行が CO\_J-Debit 取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、CO\_J-Debit 取引を行うことはできません。
- 7. CO 加盟店によって、CO\_J-Debit 取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

# 第8条(CO\_J-Debit 取引契約等)

前条第 1 項によりカードの暗証番号入力がされたときに、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「CO\_J-Debit 取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、払戻請求書の提出は必要ありません。

# 第9条 (現金の復元等)

- 1. CO\_J-Debit 取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、CO\_J-Debit 取引契約が解除(合意解除を含みます。)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せて CO\_J-Debit 取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、CO 加盟店以外の第三者(CO 加盟店の特定承継人および当行を含みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- 2. 前項にかかわらず、CO\_J-Debit 取引を行った CO 加盟店にカードおよび CO 加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を CO 加盟店経由で請求し、CO 加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文を CO\_J-Debit 取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO 加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは CO 加盟店にカードを引き渡したうえ CO 加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、CO\_J-Debit 取引契約の解消は、1 回の CO\_J-Debit 取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません(売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかる CO\_J-Debit 取引契約を解消することもできません)。
- 3. 第 1 項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金 の返金を受ける方法等により、CO 加盟店との間で解決してください。
- 4. 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引および CO\_J-Debit 取引契約の うち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売 買代金の返金を受ける方法等により、CO 加盟店との間で精算をしてください。
- 5. CO\_J-Debit 取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため CO\_J-Debit 取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

#### 第 10 条(不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正な CO\_J-Debit 取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害(取引金額、手数料および利息)の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

# 第11条 (CO\_J-Debit 取引に係る情報の提供)

CO 加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、CO\_J-Debit 取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、CO\_J-Debit 取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問い合わせについても、CO\_J-Debit 取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

## 第12条 (読替規定)

カードを CO\_J-Debit 取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、第12条第1項中「ATM の操作等」とあるのは「端末機の操作等」とし、第16条中「ATM の利用」とあるのは、「端末機の利用」とします。

# 第3章 公金納付

# 第13条(適用範囲)

機構所定の公的加盟機関規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下本章において「加盟機関銀行」といいます。)と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人(以下「公的加盟機関」といいます。)に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」といいます。)の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務(以下「補償債務」といいます。)を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し(総合口座取引規定に基づく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引(以下本章において「J-Debit 取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

#### 第14条(準用規定等)

- 1. カードを J-Debit 取引に利用することについては、第1章第2条ないし第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- 2. 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のJ-Debit 取引には適用されないものとします。

3. 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関が J-Debit 取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、J-Debit 取引を行うことはできません。

# 第4章 その他

# 第15条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行は、あらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示、その他当行所定の方法により周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。なお、変更の効力発生日以後、会員がカードを使用した場合、変更内容が承認されたものとします。

以上

### イオン銀行ダイレクト規定

# 第1条 (イオン銀行ダイレクトの利用)

- 1. 「イオン銀行ダイレクト」(以下「本サービス」といいます。)とは、当行に個人名義の口座を有するお客さまがパーソナルコンピューター(以下「パソコン等」といいます。なお、パソコン等には、高機能携帯端末とよばれるインターネット(携帯電話会社独自のインターネットサービスを除きます。)に接続、閲覧できるブラウザを搭載する端末(スマートフォン)等を含みます。)を通じてインターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスをいいます(以下当行所定のパソコン等を総称して「端末」といいます。また、パソコン等を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」といいます。)。お客さまは以下の各条項を承認のうえ、利用するものとします。
- 2. インターネットバンキングのために利用できるパソコン等は、当行所定のブラウザソフト (WWW (ワールド・ワイド・ウェブ) 閲覧用のソフトウェアをいいます。) を備えた端末に限るものとします。
- 3. お客さまは、本サービスの利用にあたり、当行に対し当行所定の方法により申込時に パスワード等を届け出るものとします。
- 4. お客さまは、本サービスの利用開始にあたり、パソコン等から総合口座開設時または、総合口座開設後に初回登録を行う必要があります。
- 5. 当行は当行所定の方法で、お客さまに告知することにより、本サービスを利用できる 端末を拡張することができるものとします。

#### 第2条(インターネットバンキングの開始(総合口座開設後に行う初回登録))

- 1. お客さまがインターネットバンキングで初回登録を行う場合は、契約者 ID、初回ログインパスワードおよび確認番号表の番号(以下「確認番号」といいます。)を端末の操作画面からお客さま自身で入力するものとします。ただし、この場合、お客さまが当行「通帳アプリ利用規定」に定めるアプリ初回登録を完了しているときには、お客さまは契約者 ID、ログインパスワードおよび確認番号を入力するものとします。
- 2. 初回登録においては、当行はお客さまが入力された内容と当行に登録されている事項の一致により、本人であることを確認します。なお、当行所定の期間内に初回ログインパスワードのご利用がなかった場合、当行は当該初回ログインパスワードを無効とすることができるものとします。この場合、お客さまは初回ログインパスワードの再発行を申し込むことができます。
- 3. 初回登録においては、お客さまは本人確認のほか、以下の事項を登録するものとします。ただし、インターネットバンキングで利用する端末(以下「利用端末」といいます。) はお客さまの必要に応じて登録してください。また、第9条に定める振込限度

額は必要に応じて初期設定額を変更してください。

- (1) ログインパスワード
- (2) 取引パスワード
- (3) メールアドレス
- (4) 秘密の質問と答え(以下「合言葉」といいます。)
- (5) 利用端末
- (6) 振込限度額の変更
- 4. 前項の定めにかかわらず、お客さまが当行「通帳アプリ利用規定」に定めるアプリ初回登録を完了している場合、初回登録においては、お客さまは本人確認を行うほか、以下の事項を登録するものとします。ただし利用端末はお客さまの必要に応じて登録してください。また、第9条に定める振込限度額は必要に応じて初期設定額を変更してください。
  - (1) 取引パスワード
  - (2) 合言葉
  - (3) 利用端末
  - (4) 振込限度額の変更
- 5. 初回登録後、インターネットバンキングを利用する場合は、お客さまは端末の操作画面から契約者 ID、ログインパスワードを送信し本人確認を経た後、操作画面の指示に従って、取引内容を正確に入力するものとします。なお、利用端末とは異なる端末にてインターネットバンキングを利用される場合等、当行が特に慎重な本人確認を必要と判断した場合は、契約者 ID、ログインパスワードに加えて合言葉の送信により本人確認を行い、お客さまはその際の端末を必要に応じて利用端末として登録することができます。当行は、お客さまの端末から送信された内容を操作画面に表示し、表示内容に対するお客さまの応諾の意思があった時点で取引等の依頼を受け付けたものとします。なお、当行が取引依頼を受け付けた後は、お客さまは取引依頼内容の変更はできないものとします。
- 6. 前項において合言葉の登録が完了していない場合は、お客さまは端末の操作画面から 契約者 ID、ログインパスワードを送信し本人確認を経た後、取引の操作を行う前に、 合言葉を登録するものとします。お客さまはそのときの端末を必要に応じて利用端末 として登録することができます。

# 第2条の2(インターネットバンキングの開始(総合口座開設時に行う初回登録))

- 1.総合口座開設時に行う初回登録は、申込時にご入力いただいた以下の項目をもって初回 登録とします。
  - (1) ログインパスワード
  - (2) 取引パスワード

- (3) メールアドレス
- (4) 合言葉
- 2.初回登録後、インターネットバンキングを利用する場合は、お客さまは端末の操作画面から契約者 ID、ログインパスワードもしくはこれらに代わる認証情報として受付番号、キャッシュカード暗証番号、カナ氏名、生年月日、電話番号、ログインパスワード(以下「認証情報」といいます。)を送信し本人確認を経た後、操作画面の指示に従って、取引内容を正確に入力するものとします。なお、利用端末とは異なる端末にてインターネットバンキングを利用される場合等、当行が特に慎重な本人確認を必要と判断した場合は、認証情報に加えて合言葉の送信により本人確認を行い、お客さまはその際の端末を必要に応じて利用端末として登録することができます。当行は、お客さまの端末から送信された内容を操作画面に表示し、表示内容に対するお客さまの応諾の意思があった時点で取引等の依頼を受け付けたものとします。なお、当行が取引依頼を受け付けた後は、お客さまは取引依頼内容の変更はできないものとします。
- 3.前項において合言葉の登録が完了していない場合は、お客さまは端末の操作画面から認証情報を送信し本人確認を経た後、取引の操作を行う前に、合言葉を登録するものとします。お客さまはそのときの端末を必要に応じて利用端末として登録することができます。

## 第3条(初回ログインパスワード等再発行の申込)

次のパスワードを失念した場合、お客さまは、当行ホームページでの申込その他の当 行所定の方法により、初回ログインパスワード等の再発行を申し込むことができます。

- (1) 初回ログインパスワード
- (2) ログインパスワード
- (3) 取引パスワード
- (4) 合言葉

#### 第4条(サービス内容)

お客さまはインターネットバンキングにより、本規定に基づき、次のサービスを利用することができます。ただし、確認番号表の受け取り、入力が完了していないなどの状況によって一部サービスの利用を制限する場合があります。以下、預金に関するサービスについては、特に「外貨」との明記がない限り、円預金を意味します。

- (1) 残高照会
- (2) 入出金明細照会
- (3) 振込
- (4) 振込先口座登録・削除
- (5) 振込パターン登録・変更・削除

- (6) 振込限度額変更
- (7) 定額自動振込
- (8) WEB 即時決済サービス
- (8-2) 自動入金サービス
- (9) 定期預金預入・明細照会・満期時取扱変更・中途解約
- (10) 預金の口座開設・明細照会・中途解約
- (10-2) 外貨普通預金の口座開設、預入、払戻し、明細照会
- (10-3) 外貨定期預金の口座開設、預入、満期時取扱内容変更、中途解約、明細照会
- (10-4) 外貨普通預金積立の申込・契約終了、明細照会
- (10-5) 外貨預金取引の契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の閲覧・ダウンロード
  - (11) カードローンの申込・借入・返済
- (12) 住宅ローン (フラット 3 5、イオンプラスを除きます。以下同じ。) の明細照会・ 繰上返済・固定金利特約の申込・取消
  - (13) 目的別ローンの明細照会・繰上返済の申込・取消
  - (14) 取引履歴照会
  - (15) 氏名・住所・電話番号変更
  - (15-2) カード再発行
  - (15-3) キャッシュカードの暗証番号変更
  - (15-4) 総合口座解約
  - (16) 公共料金口座振替申込
  - (17) 金融商品仲介サービス取引
  - (18) キャンペーンへのエントリー
- (19) 金銭信託の申込・申込取消、契約締結前交付書面等の閲覧・ダウンロード、取引 履歴照会、満期時取扱変更
  - (20) 金利、当行取扱商品等に関する情報の提供
  - (21) お取引明細書の閲覧・ダウンロード
  - (22) その他当行所定のサービス

# 第5条 (残高照会)

お客さまは、本サービスにより、当行のお客さま名義の口座(以下「ご本人口座」といいます。)の残高等の照会を行うことができます。対象口座は、普通預金口座、定期預金口座、積立式定期預金口座および当行所定のカードローン口座とします。

# 第6条(入出金明細照会)

お客さまは、本サービスにより、ご本人口座の入出金明細の照会を行うことができます。

対象口座は、普通預金口座および当行所定のカードローン口座とします。入出金明細照 会の日付指定範囲は照会日の前年応当日の属する月の 1 日から照会日の当日までとし、 かつ照会可能な入出金明細の件数は直近 4 0 0 件までとします。

# 第7条(振込)

- 1. お客さまは、本サービスにより、ご本人口座のうち、当行所定の普通預金口座またはカードローン口座からお客さまの指定した金額を払い戻し、お客さまが指定した当行または他の金融機関の国内本支店口座にある受取人の預金口座宛に振込を行うことができます。なお、当行はカードローン口座からの当該振込はカードローンの借入として取り扱います。
- 2. お客さまは、本サービスにより、振込依頼日の翌営業日(銀行法に定める銀行の休日 以外の日。以下同じ。)以降を指定された場合は、当行は指定された日付を振込予定 日とする振込予約の依頼として取り扱います。
- 3.お客さまは、本サービスにより、本サービスによる振込予約について振込予定日の前日 まで取消依頼ができます。

# 第8条(振込先口座登録・削除)

お客さまは、本サービスにより、振込先に指定する口座を入金指定口座として登録を行うことができます。また、お客さまは、本サービスにより、登録した入金指定口座の削除を行うことができます。

# 第8条の2(振込パターン登録・変更・削除)

お客さまは、本サービスにより、出金口座・振込先口座・振込金額等を指定して登録を 行うことができます。また、お客さまは、本サービスにより、登録した振込パターンの 変更または削除を行うことができます。

#### 第9条(振込限度額)

- 1. 当行は、本サービスによる振込についてご本人口座の1回および1日あたりの限度額(以下「振込限度額」といいます。)を定めるものとします。
- 2. お客さまは、本サービスにより、当行所定の金額の範囲内で振込限度額を設定することができます。ただし1回あたりの振込限度額は1日あたりの振込限度額を超えることはできません。設定にあたって、お客さまは本サービスまたはその他当行所定の方法により当行に届け出てください。
- 3. 前項により定める振込限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。

# 第10条(定額自動振込)

- 1. お客さまは、本サービスにより、ご指定の期間にわたり毎月の振込日、出金口座、振込先口座、振込金額等を等しくする振込(以下「定額自動振込」といいます。)を当行所定の方法で登録することができます。なお、お客さまの指定した振込日が存在しない月の場合は翌月1日として取り扱うものとします。
- 2. 定額自動振込の登録に際し、お客さまは、取扱期間(当行所定の期間の範囲内で指定するものとします。)、振込金額(第9条に定める1回あたりの振込限度額の範囲内で指定するものとします。) および振込日が営業日に該当しない場合の振込日の取扱指定するものとします。
- 3. ご登録に伴う最初の振込は登録日以降最初に到来する振込日に実施するものとし、以後ご指定の期間中は毎月同一内容の振込を実施します。ただし、最初に到来する振込日が登録日から2営業日後までの場合は、翌月に到来する振込日に最初の振込を実施します。
- 4. 当行は、毎月の振込にあたって、振込日当日に振込金額と当行所定の手数料をお客さまに通知することなく出金口座から引き落とします。この場合、当行の他の規定、規則等にかかわらず、イオンバンクカードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。振込日に振込金額と当行所定の手数料の合計額が残高不足により引落としができない場合(出金口座の解約、差押などによる支払停止等の場合も含みます。)は、お客さまに通知することなく、その月の振込は取りやめるものとします。なお、同日に出金口座から複数件の引落としがある場合に、その引落金額の合計額がご指定の出金口座からの引落可能金額を超えるときは、いずれの引落としを優先させるかについては、当行の任意とします。
- 5. お客さまは、本サービスにより、本サービスでご登録の定額自動振込の内容を変更または解除することができます。変更できる項目は当行所定のものとします。また、変更または解除できる日は、当行所定の取扱とします。

#### 第 10 条の 2 (WEB 即時決済サービス)

- 1. WEB 即時決済サービスとは、当行所定の収納機関における商品購入代金、サービス提供代金および証券会社への振込等の支払・預託等を、インターネットバンキングで振込を行うサービスです。なお、当行所定の収納機関とは、当行と WEB 即時決済サービスに関する契約を締結した法人または個人事業主(以下単に「収納機関」といいます。)のことをいいます。
- 2. WEB 即時決済サービスでは、収納機関への振込に必要な振込金額および振込依頼人名等の情報(以下「振込情報」といいます。)を収納機関が当行に通知し、当行は振込受付結果を収納機関に通知いたします。なお、振込依頼人名が収納機関の指定する名義と一致しない場合、取引が受付けられない場合があります。この場合、当行はこれに

伴う責任を負いません。

- 3. お客さまは、当行が収納機関から受領した振込情報をご確認のうえ、当行所定の方法により振込手続を行うものとします。
- 4. WEB 即時決済サービスの1日あたりの振込限度額は、第9条に定める1日あたりの振込限度額範囲内とし、通常の振込金額に合算されます。ただし、お客さまが当行所定の方法により1日あたりの振込限度額を変更されている場合には、変更後の振込限度額が適用されます。なお、WEB 即時決済サービスの1回あたりの振込限度額は、1日の振込総額が1日の振込限度額を超えない範囲とします。
- 5. WEB 即時決済サービスでは、「訂正」または「組戻し」はいたしません。振込後における代金返還の請求または振込に関する処理状況等については直接、収納機関にお問い合わせください。
- 6. WEB 即時決済サービスを利用して購入した商品および提供を受けたサービス等の品質不良、瑕疵、数量過不足、不着、品違い、運搬中の破損または汚損等による交換、返品、売買契約等の不成立・無効・取消・解除等またはそれらに伴う代金の返却等、お客さまと収納機関との間に発生した一切の紛議については、お客さまと収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負いません。

## 第10条の3(自動入金サービス)

- 1. お客さまは、本サービスにより、当行以外の金融機関の国内本支店(以下「引落金融機関」といいます。)にあるお客さま名義の預金口座(以下「引落口座」といいます。)から毎月決まった日(以下「引落日」といいます。)にご指定の金額(以下「引落金額」といいます。)を口座振替により引き落とし、同額を当行所定の入金日(以下「入金日」といいます。)にお客さまご本人名義の当行普通預金口座(以下本条において「普通預金口座」といいます。)に入金するサービス(以下「自動入金サービス」といいます。)の申込をすることができます。
- 2. 自動入金サービスにかかるお客さまと当行との契約(以下「サービス契約」といいます。)は、お客さまが引落口座、引落日、引落金額を指定して申込をした後に、引落金融機関より口座振替契約の受付完了通知を当行が受信し確認した時点で成立し、当行所定の時期から取扱を開始するものとします。なお、サービス契約はお客さまと引落金融機関の間の口座振替契約の成立が前提であり、口座振替契約が成立しない場合、自動入金サービスはご利用いただけません。当行はこの口座振替に係る事務を当行が指定する業務委託先に委託します。
- 3. 自動入金サービスの手数料は、当行が別途定めるものとします。
- 4. 自動入金サービスにおける引落口座、引落日、引落金額、入金日および契約件数の上限は、当行所定の取扱とします。なお、お客さまは、引落金額について月により異なる金額を指定することもできます。

- 5. 引落日が営業日でない場合は翌営業日扱いとします。また、入金日は原則として引落 日の5営業日後とします。
- 6. 引落資金が、ご本人口座の普通預金の解約や相続の開始等による取引制限等の理由で 当該普通預金へ入金できない場合、当行は引落口座に対し資金を返却します。この場 合、当行は、当行所定の振込手数料を返却資金から差し引きしますが、差し引いた振 込手数料は引落口座に対し別途振込にて返金いたします。
- 7. 引落後普通預金口座に入金されるまでの期間、および入金不能時において引落口座に 返金されるまでの期間は引落金額に利息は付きません。また、当該期間の引落金額に 係る資金は、当行の預金保険対象外です。
- 8. お客さまは、本サービスにより、当行所定の期間中に、サービス契約の一部または全 ての契約内容の変更、解約、停止および再開の申込ができます。その取扱については 当行所定の方法によるものとします。
- 9. お客さまが引落不能または入金不能などにより3か月連続して同一のサービス契約の 取扱ができない場合、当行はお客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には 通知することなく、当該サービス契約を停止します。その場合もお客さまは、本サー ビスにより、前項に基づき再開の申込をすることができます。
- 10. 取引規定に基づき当行が必要と判断した場合には、当行はお客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には通知することなく、サービス契約の一部または全てを解約または停止することができるものとします。サービス契約の一部または全てを停止している期間中は、引落口座からの引落をしないものとし、再開後も遡って引落をすることはありません。ただし、解約または停止時点で、既にサービス契約に基づく引落のためのデータが作成されていた場合、引落を行ったうえで同額を普通預金口座に入金します。
- 11. 当行はやむをえない事由が発生した場合、お客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には通知することなく、自動入金サービスの取扱を一時的に停止または終了することができるものとします。当行が自動入金サービスの取扱を停止している期間中は、引落口座からの引落をしないものとし、再開後も遡って引落をすることはありません。ただし停止または終了時点で、既にサービス契約に基づく引落のためのデータが作成されていた場合、引落を行ったうえで同額を普通預金口座に入金します。
- 12. 自動入金サービスのサービス契約の全ては、本サービスの解約をもって終了するもの とします。ただし、解約時点で、既にサービス契約に基づく引落のためのデータが 作成されていた場合、引落を行ったうえで同額を普通預金口座に入金します。

#### 第11条(定期預金取引)

お客さまは、本サービスにより、定期預金にかかる以下の取引を行うことができます。

- (1) 定期預金の預入
- (2) 定期預金の明細照会
- (3) 定期預金の満期時取扱区分変更
- (4) 定期預金の満期日前解約

## 第11条の2 (積立式定期預金取引)

お客さまは、本サービスにより、積立式定期預金にかかる以下の取引を行うことができます。

- (1) 積立式定期預金の口座開設申込
- (2) 積立式定期預金の明細照会
- (3) 積立式定期預金の満期日前解約

# 第11条の3(外貨預金取引)

お客さまは、本サービスにより、外貨預金にかかる以下の取引を行うことができます。

- (1) 外貨普通預金の口座開設申込
- (2) 外貨普通預金の預入・払戻し・明細照会
- (3) 外貨定期預金の口座開設申込
- (4) 外貨定期預金の預入・払戻し・満期時取扱内容変更・中途解約・明細照会
- (5) 外貨普通預金積立の申込・契約終了・明細照会
- (6) 外貨預金取引の契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の閲覧・ダウンロード

# 第12条(カードローンの申込・借入・返済)

お客さまは、本サービスにより、当行所定のカードローンにかかる以下の取引を行うことができます。

- (1) カードローン契約の申込
- (2) カードローンの借入・返済

# 第12条の2(住宅ローンの明細照会・繰上返済・固定金利特約の申込・取消)

お客さまは、本サービスにより、住宅ローンにかかる以下の取引を行うことができます。

- (1) 住宅ローンの明細照会
- (2) 住宅ローンの繰上返済の申込
- (3) 住宅ローンの固定金利特約の申込
- (4) 前二号で申込んだ繰上返済・固定金利特約の取消

#### 第12条の3(目的別ローンの明細照会・繰上返済の申込・取消)

お客さまは、本サービスにより、目的別ローンにかかる以下の取引を行うことができま

す。

- (1) 目的別ローンの明細照会
- (2) 目的別ローンの繰上返済の申込
- (3) 前号で申込んだ繰上返済の取消

## 第13条(取引履歴照会)

お客さまは、本サービスにより、当行所定の期間および件数の範囲内において、本サービスの取引履歴の照会を行うことができます。

## 第14条(氏名・住所・電話番号変更)

- 1. お客さまは、本サービスにより、あらかじめ当行に届け出た事項のうち、氏名、住所 および電話番号変更の申込を行うことができます。
- 2. 氏名、住所および電話番号の変更の手続は、当行所定の方法により行います。
- 3. 当行は、変更内容が国内の連絡可能な氏名、住所または電話番号の条件を満たしていないことが判明した時点で申込はなかったものとして取り扱い、お客さまにその旨を通知します。これによりお客さまに損害が発生しても当行は責任を負いません。

# 第14条の2(カード再発行)

お客さまは、本サービスにより、当行が総合口座についてお客さまご本人に発行したカード(イオン銀行CASH+DEBITカードおよびイオンカード・イオンバンクカード・WAON一体型カードに限ります。)の再発行を行うことができます。

#### 第14条の3(キャッシュカード暗証番号変更)

お客さまは、本サービスにより、当行に届け出たキャッシュカード(イオンバンクカード、イオン銀行CASH+DEBITカードおよびイオンカード・イオンバンクカード・WAON一体型カードに限ります。)の暗証番号変更を行うことができます。

# 第14条の4(総合口座解約)

1.お客さまは、本サービスにより、当行総合口座を解約することができます。 2.総合口座解約の手続きは、当行所定の方法により行います。

# 第15条(公共料金口座振替申込)

1. お客さまは、本サービスにより、当行所定の公共料金収納機関(以下「公共料金収納機関」といいます。)から当行に送付された請求書記載の金額について、ご本人名義の普通預金口座から口座振替を行う契約の申込を行うことができます。なお、お客さまは、以下の各号を承認したうえで、公共料金口座振替の申込をするものとします。

- (1) 当行に公共料金収納機関より請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載の金額をあらかじめ指定された預金口座から引落としのうえ支払います。この場合、当行の他の規定、規則等にかかわらず、イオンバンクカードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。
- (2) 振替日において請求書記載の金額が預金口座から引き落とすことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、お客さまに通知することなく請求書を公共料金収納機関に返却できるものとします。
- (3) 本サービスにより申込を受け付けた預金口座振替契約を解約するときは、お客さまから当行へ書面により届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり公共料金収納機関から請求がないなど相当の事由があるときは、特にお客さまからの申出がない限り、当行は当該預金口座振替契約が終了したものとすることができます。
- 2. 各公共料金収納機関への届出書または変更届は、お客さまからの依頼に基づき当行が 届け出ます。なお、公共料金収納機関による預金口座振替の開始時期は、各公共料金 収納機関の手続完了後とします。
- 3. 本条の取扱に関して紛議が生じても、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。

## 第16条(金融商品仲介サービス取引)

お客さまは、本サービスを通じた金融商品仲介サービス取引により、当行の提携する証券会社(以下「提携証券会社」といいます。)が取り扱う金融商品にかかる以下の取引を行うことができます。なお、各種取引はすべて当該提携証券会社とお客さまとの間の取引となります。

- (1) 提携証券会社の証券総合取引口座の開設申込
- (2) 金融商品の購入・売却
- (3) 金融商品にかかる各種照会(4) その他付随する届出等

#### 第17条(キャンペーンへのエントリー)

お客さまは、本サービスにより、当行が指定するキャンペーンにエントリーした上で、 当該エントリー状況を照会することができます。なお、キャンペーンへのエントリーに は当行所定の応募資格を満たす必要があり、原則としてエントリーの取消はできないも のとします。

#### 第18条(お取引明細書の閲覧・ダウンロード)

お客さまは、本サービスにより、取引規定に定めるお取引明細書を閲覧・ダウンロード することができます。

# 第19条(金銭信託取引)

お客さまは、本サービスにより、金銭信託にかかる以下の取引を行うことができます。

- (1) 金銭信託の申込・申込取消
- (2) 金銭信託の契約締結前交付書面等の閲覧・ダウンロード
- (3) 金銭信託の取引履歴照会
- (4) 金銭信託の満期時取扱変更

## 第20条(電子メール通知)

- 1. 当行は当行所定の取引等について、その取引結果、受付内容等をお客さまお届けのメールアドレス宛に送信します(以下これらの電子メールを「通知メール」といいます。)。 通知メールを送信する取引等は、当行ホームページに掲示します。
- 2. 口座残高の管理は、通知メールの有無にかかわらず、お客さまご自身で本サービスの 各種照会等によりご確認ください。
- 3. 通知メールは、お客さまご自身で必ず内容をご確認ください。
- 4. 通信環境等の理由により通知メールが届かなかった場合でも、通知メールの再送の取扱はできません。口座振替処理やその他当行システムの処理上の都合により、通知メールの送信時刻が遅れる場合があります。万一、当行からの通知メールの発信がなされなかった、またはお客さまに通知メールが到着しなかった場合でも、当行の責に帰すべき場合を除き、これらにより生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 第20条の2(ワンタイムパスワード)

- 1. 本サービスのうち当行所定の取引に際し、お客さまは、確認番号または当行所定の方式でご案内する当該取引固有のパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)を入力するものとします。
- 2. ワンタイムパスワードの利用は当行所定の条件に基づくものとし、利用にあたりお客さまからの申込が必要です。
- 3. 万一、当行からワンタイムパスワードの発信がなされなかった、またはお客さまに到着しなかった場合でも、当行の責に帰すべき場合を除き、これらにより生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 第21条(利用時間)

本サービスは、当行所定の利用日・利用時間内に限り利用することができます。ただし、 当行はお客さまに事前に通知することなくこれを変更することができるものとし、当行の 責によらない通信機器・回線などの障害により、予告なく取扱を休止する場合があります。

## 第22条 (パスワード等の管理)

- 1. 当行は、本サービス利用の際に送信された内容と、当行に登録されているログインパスワード、取引パスワード、合言葉、ワンタイムパスワード(以下これらを総称して「パスワード等」といいます。)、および確認番号または登録端末の固有情報との一致を確認し相違ないものと認めて取扱を行ったときは、それが盗用、不正使用その他の事故により、お客さま本人による取引でなかった場合でも、当行は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、確認番号およびパスワード等の盗用により行われた不正な振込等による損害について、お客さまは第27条による補てんを請求することができます。
- 2. 確認番号およびパスワード等は他人に使用されないよう管理してください。また、パスワード等は定期的に変更し、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号を使用しないでください。なお、お客さまは、端末または登録端末の操作画面よりパスワード等を随時変更することができます。当行行員がお客さまに対し、確認番号およびパスワード等をお聞きすることはありません。
- 3. 確認番号およびパスワード等が、盗用または不正使用等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことをお客さまが認知した場合には、すみやかにお客さまご本人から当行へ通知してください。この通知を受けたときは、当行は直ちに本サービス停止の措置を講じます。
  - また、お客さまの確認番号およびパスワード等が盗用または不正使用等により他人に 使用されるおそれが生じたものと当行が判断する等、当行が本サービスの停止を必要 とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、お客さまに事前に通知すること なく、本サービス停止の措置を講じます。なおこの取扱により生じた損害について、 当行は責任を負いません。
- 4. お客さまが確認番号およびパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合、 当行は本サービスの利用を停止できるものとします。また、それによりお客さまに損 害が生じても、当行は責任を負いません。
- 5. 前項による本サービスの利用停止の解除をお客さまが希望する場合には、当行所定の 方法により当行に利用停止の解除をお申出ください。なおパスワード等の誤入力によ る本サービスの利用停止の解除は、第3条の初回ログインパスワード再発行により行 うことができ、その場合各パスワードは初期化されます。

#### 第23条(確認番号およびパスワード等の盗用による振込等の被害補償)

1. 確認番号およびパスワード等の盗用により行われた不正な振込等(以下「当該振込等」といいます。)については、次の(1)から(3)のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに支払原資となった預金(以下「対象預金」といいます。)の約定利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- (1) 確認番号およびパスワード等の盗用または当該振込等に気づいてからすみやかに 当行への通知が行われていること
- (2) 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
- (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の当該振込等があったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 2. 第1項の請求がなされた場合、当該振込等がお客さまの故意または法令違反による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに対象預金の約定利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつお客さまに過失(重大な過失を含みます。)があることを当行が証明した場合には、当行は、お客さまの過失状況等に応じて、補てん対象額の一部を減額して補てんし、または補てんをしないものとします。
- 3. 第2項の規定は、第1項にかかわる当行への通知が、確認番号およびパスワード等が 盗用された日(番号等が盗用された日が明らかでないときは、盗用による不正な振込 が最初に行われた日とします。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用 されないものとします。
- 4. 第2項の規定にかかわらず、当行が善意かつ無過失であり、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - (1) お客さまの配偶者、二親等内の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合
- (2) お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について 偽りの説明を行った場合
- (3) 戦争もしくは暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して確認 番号およびパスワード等の盗用が行われた場合
- 5. 当行が対象預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- 6. 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の 限度において、対象預金に関する払戻請求権は消滅します。
- 7. 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額 の限度において、当該振込等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

## 第23条の2(個人情報等の第三者提供に関する事項)

当行は、下記(1)の目的のためお客さまに関する下記(2)の情報を当行が提携する不正検知サービスを運営する事業者(以下「不正検知サービス事業者」といいます。)に提供する場合があります。また、これ加えて当行は不正検知サービス事業者が有する個人情報または個人関連情報に突合し、不正検知サービス事業者から突合結果の返答を受ける場合があります。

- (1) 利用目的
- ア. 不正なログインを検知する目的
- イ. 振込取引の安全性向上及びなりすましその他の不正な取引を検知する目的
- (2) 提供する情報
- ア. ログイン時の情報提供項目ログイン日時・IP アドレス・UA (ユーザーエージェント)・タイムゾーン・接続国地域・言語設定・OS その他 Cookie 情報(端末 ID)
- イ. 振込入力時の情報提供項目

お客さま氏名、振込依頼にかかる情報(口座番号、口座名義人名、振込依頼日、振込金額、振込依頼人名、メールアドレス等)、振込先にかかる情報(振込先金融機関名、振込先金融機関コード、支店番号、振込先口座番号、振込先口座名義人名等)、振込限度額、振込手数料額、振込時認証に関する情報(取引パスワード、ワンタイムパスワード等)、振込実績の有無その他これらに付随する情報

# 第24条(本サービスの解約・再開等)

- 1. 本サービスを解約したい場合、お客さまはコールセンターまたは当行所定の窓口にお申出ください。
- 2. 前項による本サービスの解約後に、本サービスの利用を再度申し込まれる場合および 総合口座開設後に別途本サービスの利用を申し込まれる場合、お客さまはコールセン ターまたは当行所定の窓口にお申出ください。この場合、申込内容に応じた新たなカ ード(イオンバンクカード、セレクトカード等)の再発行および新たな確認番号表の 取得が必要となります。なお、お客さまはイオンバンクカード等の再発行にあたって、 当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

# 第25条(海外からの利用)

お客さまが本サービスを海外からご利用する場合、各国の法令その他の事由により、取引または機能の全部または一部をご利用できない場合があります。

## 第26条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

# 第27条 (規定の変更)

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

### イオン銀行 WAON 利用規定

#### 第1条(目的)

- 1 本規定は、イオン株式会社が管理および運営する電子マネー「WAON」による取引について規定するもので、次条に定義する WAON 発行者であり、かつ、カード発行者である株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)が、次条に定義するイオンバンクカードによる「WAON」の取引について本規定を定めるものとし、次条に定義するお客さまは、本規定に従い取引をしていただきます。
- 2 本規定に別段の定めがない事項については、当行所定の取引規定(個人)、キャッシュカード規定(個人)、その他イオンバンクカードに関連する諸規定(以下「関連規定」といいます。)が適用されます。なお、関連規定または他の WAON カードに係る WAON 利用約款と本規定の内容が抵触するときは、本規定が優先して適用されます。

## 第2条(定義)

本規定において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) WAON 本規定に基づき WAON 発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、本規定に基づきお客さまが WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの
- (2) WAON カード WAON を記録することができるカード
- (3) イオンバンクカード 当行の総合口座に係るキャッシュカードの機能と WAON の機能が一体となった WAON カード
- (4) WAON サービス お客さまが WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において本規定に従って WAON を利用した場合に、利用された WAON 相当額について WAON 発行者が WAON 加盟店に対して代金の支払を行うサービス
- (5) WAON マーク WAON カード、WAON 加盟店、WAON 端末等、WAON サービスに係るものであるものに使用される商標
- (6) チャージ WAON カードに記録された WAON の金額を加算すること
- (7) 銀行チャージ お客さまが当行所定の現金自動入出金機または WAON ブランド オーナーの WAON サービスに係るホームページを利用してイオンバンクカードを 用いてお客さまの指定した金額を普通預金口座から引出すとともに当該金員をイオンバンクカードにチャージすること
- (8) オートチャージ お客さまがあらかじめ希望することにより、イオンバンクカード の利用に際し、WAON 利用後の WAON 残高がお客さまの設定金額未満となるとき に、お客さまの設定した金額が自動的にお客さまの普通預金口座から引落とされ、イオンバンクカードにチャージされること

- (9) お客さま WAON の保有者であって、本規定に基づき WAON を利用する方
- (10) WAON ブランドオーナー WAON を管理および運営する主体としてのイオン株 式会社
- (11) WAON 発行者 WAON ブランドオーナーとの契約により WAON を発行する事業者(当行を含む。)
- (12) カード発行者 WAON ブランドオーナーとの契約により WAON カードを発行する事業者(当行を含む。)
- (13) WAON 加盟店 お客さまが本規定に従って商品の購入、役務の提供その他の取引 において WAON を利用することができる事業者
- (14) WAON 事業者 WAON ブランドオーナー、WAON 発行者、カード発行者および WAON 加盟店の総称
- (15) WAON 端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、次に定めるものの総称
  - ① 事業者端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、WAON 事業者が管理するもの
  - ② 利用者端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、お客さまが管理するもの

#### 第3条(イオンバンクカードの交付)

- 1 イオンバンクカードは、当行が関連規定に従いお客さまに発行するものとし、当初 WAON の利用可能残高は 0 円とします。
- 2 お客さまは、善良なる管理者の注意をもってイオンバンクカードを保管するものとします。

# 第4条 (インターネットでのご利用)

- 1 お客さまは、パーソナル・コンピュータを用いてインターネット上で WAON の利用 等を行うことができます。
- 2 WAON をインターネット上でご利用いただくときは、お客さまは、お客さまご自身の費用と負担によって利用者端末をご準備ください。
- 3 インターネットを用いた WAON サービスの内容、利用者端末のご準備の方法等については、当行および WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページ等をご確認ください。
- 4 インターネットを用いた WAON サービス等の提供時間は、WAON ブランドオーナーが別に定めるところによります。

# 第 5 条 (WAON のチャージ)

- 1 お客さまがイオンバンクカードにチャージを希望されるときは、当行に対し、当行 所定の方法により、お申込みください。なお、チャージ方法については、WAON サ ービスに係るホームページその他の説明書等をご参照ください。
- **2** WAON の 1 回のチャージ金額は 49,000 円を限度とし、チャージ後の WAON の利用可能残高は 50,000 円を上限とします。
- 3 チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高は、チャージの操作を行った WAON 端末またはチャージ完了時に発行されたレシートに表示されますので、お客さまは、かかる表示をご確認いただくものとし、WAON 端末に表示された時またはレシートが発行された時にお客さまから特段の申出がない限り、お客さまは、チャージの完了およびチャージ後の利用可能残高に誤りがないことをご確認いただいたものとします。
- 4 チャージの完了およびチャージ後の利用残高に誤りがないときには、チャージの取 消はできません。
- 5 お客さまは、当行以外の他のWAON発行者との取引に変更することおよび当行以外の他のWAON発行者においてイオンバンクカードにチャージすることはできません。
- 6 イオンバンクカードにおける銀行チャージおよびオートチャージについては、前各項に定めるほか、別途規定されるイオン銀行 WAON チャージ規定に従います。

## 第6条(WAON のチャージができない場合)

- 1 お客さまは、次の場合、イオンバンクカードにチャージすることはできません。
- (1) イオンバンクカードまたは WAON カードが破損しているとき。
- (2) WAON 端末(ただし、利用者端末を除きます。)の稼働時間外およびインターネットを用いた WAON サービス等の提供時間外であるとき。
- (3) 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
- (4) お客さまが、本規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
- 2 前項に基づきお客さまがイオンバンクカードにチャージできないことによりお客さまに損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、WAON 事業者に故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。

#### 第7条(利用可能残高の確認等)

- 1 WAON の利用可能残高は、WAON の利用可能残高の表示機能を備えた WAON 端末その他当行所定の方法によりご確認いただくことができます。
- 2 お客さまが WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの利用可能残高を 1 枚のカードに統合することはできません。
- 3 WAON のご利用履歴は、WAON の利用履歴の表示機能を備えた WAON 端末その

他当行所定の方法によりご確認いただくことができます。各端末において表示される WAON のご利用履歴の範囲等については、当行が定めるところによります。

### 第8条 (WAON のご利用)

- 1 お客さまは、WAON 加盟店において、商品の購入、役務の提供その他の取引を行う に際し、WAON をその利用可能残高の範囲内で、当行および WAON 加盟店が定め る方法により代金の支払にご利用いただけます。
- 2 WAON の利用可能残高が商品等の代金に満たない場合、不足額を現金または WAON 加盟店の指定する方法によりお支払いただきます。ただし、インターネットを用いた WAON 利用の場合で、WAON の利用可能残高が商品等の代金に満たないときは、WAON をご利用いただくことができません。

# 第9条(WAON のご利用ができない場合)

- 1 お客さまは、次の場合には、WAON をご利用いただくことができません。
  - (1) イオンバンクカードが偽造もしくは変造され、または WAON が不正に作り出され たものであるとき。
  - (2) イオンバンクカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを 知りながら、もしくは知ることができる状態で取得したとき、または WAON が違 法に保有されるに至ったものであるとき。
  - (3) お客さまが、本規定または関連規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
  - (4) お客さまの WAON 利用状況等に照らし、WAON のお客さまとして不相当と当行が判断したとき。
  - (5) イオンバンクカードまたは WAON の破損、WAON 端末の故障、システム障害、 停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
  - (6) システムメンテナンス、システム管理会社の休業日または休業時間、その他システム上の理由により一時的に WAON の利用を停止するとき。
- 2 イオンバンクカードは、当該カードに記載されたお客さま以外はご利用できません。
- 3 前各項に基づきお客さまがWAONを利用できないことによりお客さまに損害等が生じた場合であっても、WAON事業者は、WAON事業者に故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。

# 第10条(お客さまの遵守事項)

- 1 お客さまは、WAON のご利用に際し、次の行為をすることができません。
  - (1) 違法、不正または公序良俗に反する目的でイオンバンクカードまたは WAON を利用すること。
  - (2) 営利の目的でイオンバンクカードまたは WAON を利用すること。

- (3) WAON に係るソフトウエア、ハードウエア、その他 WAON に係るシステム、イオンバンクカードまたは WAON について、これを破壊、分解、解析もしくは複製等を行いまたはかかる行為に協力すること。
- (4) イオンバンクカードが偽造もしくは変造され、または WAON が不正に作り出されたものであるとき、もしくはその疑いがあるときに、これを利用すること。
- 2 お客さまは、前項各号の事実を知ったときは、当行に対して当行所定の方法により その旨を直ちに通知するとともに、イオンバンクカードを当行に返還していただき ます。この場合、当該イオンバンクカードに記録された WAON は返還いたしません。

### 第11条(イオンバンクカードの破損等)

- 1 お客さまは、イオンバンクカードを破損し、または磁気に近づけないようご注意ください。イオンバンクカードの破損、電磁的影響その他の事由(以下「イオンバンクカードの破損等」といいます。)により WAON が破損または消失した場合、WAON事業者は、WAON事業者に故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。
- 2 前項の場合において、イオンバンクカードの破損等がお客さまの事情によらないことが明らかであって、イオンバンクカード番号が判明したときは、お客さまは、当行所定の方法によりイオンバンクカードをご提出いただくことにより、当行からイオンバンクカードの再発行を受けることができます。この場合、当行所定の再発行手数料(1,100円(税込))が生じる場合があります。
- 3 第 1 項の場合において、イオンバンクカードの破損等がお客さまの事情によらないことが明らかであって、当行所定の方法によりイオンバンクカードにおける WAON の未使用残高が判明したときは、お客さまは、当行が定めた期間内において、当行所定の方法により従前のイオンバンクカードまたは前項により再発行されたイオンバンクカードに当該未使用残高相当分のチャージを受けることができます。
- 4 当行以外の他のカード発行者および WAON 発行者は、第 2 項および第 3 項の取扱をいたしません。
- 5 第 2 項により当行がイオンバンクカードを再交付する場合、イオンバンクカードの 図柄または機能について、従前のイオンバンクカードと異なる場合があります。ま た、従前のイオンバンクカードは、当行が回収させていただきます。

#### 第 12 条(WAON の盗難・紛失)

お客さまがイオンバンクカードを盗まれもしくは紛失され、またはこれらに準じて WAON の全部または一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いません。ただし、お客さまがイオンバンクカードの盗難または紛失を当行にお届出いただき、当行が所定の利用停止措置をとったときは、第17条に基づきカードを利用していた場合を除いて、お客さまは、当行が定めた期間内において、当行所定の方法により、新

たに発行されたイオンバンクカードに利用停止措置完了時の残高でチャージを受けることができます。

# 第13条(WAON 加盟店との関係)

- 1 お客さまが WAON をご利用された際に、万一、商品の購入、役務の提供その他の取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、WAON 加盟店との間で解決していただくものとし、当該 WAON 加盟店以外の WAON 事業者は、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、WAON 加盟店が返品に応じた場合、当行は、当行が定める方法により WAON 利用代金相当額をチャージします。ただし、WAON をチャージすることができない場合には、WAON 加盟店において、WAON 利用代金相当額を返金することがあります。

### 第14条 (WAON 番号等の管理)

お客さまは、WAON 番号、コード、暗証番号を他人に知られないように管理してください。

## 第15条(譲渡等の禁止)

お客さまは、イオンバンクカードおよび WAON について、他人に貸与し、譲渡し、または質入れ等の担保に供することはできません。

### 第16条(払戻しの原則禁止)

- 1 WAON は、第 13 条第 2 項ただし書、本条第 2 項および第 19 条第 2 項に定める場合を除き、払戻しできません。
- 2 お客さまは、次のいずれかに該当する場合、本条第3項から第5項までの規定に従い、WAONの払戻しを受けることができます。
  - (1) 第 11 条第 3 項、第 12 条および第 17 条に定める場合において当行が相当と認め たとき
  - (2) 法令等により WAON を払戻しすべきとき
  - (3) 当行がやむを得ないと認める相当の事由があるとき
- 3 前項の場合、お客さまは、当行所定の方法でイオンバンクカードをご提出いただく ことにより、WAONの未使用残高から当行が定める手数料を控除した金額について、 払戻しを受けることができます。この場合、従前のイオンバンクカードは、当行が 回収させていただきます。
- 4 WAON の未使用残高が判明しない場合には、当行は、払戻しの義務を負いません。
- 5 当行以外の他の WAON 発行者は、第2項の取扱をいたしません。

#### 第17条(口座解約等)

お客さまが関連規定に基づき普通預金口座を解約した場合またはイオンバンクカードの利用が停止された場合、関連規定の違反に該当しない限り、お客さまは、WAON の残高が 0 になるまで当該カードをご利用いただき、WAON の残高が 0 になったときは、当該カードをお客さまの責任で切断の上破棄してください。

#### 第 18 条 (当行による WAON サービスの解約)

- 1 当行は、次のいずれかに該当したときは、お客さまに対して事前に通知または催告 することなく、WAON サービスを解約することができます。
  - (1) お客さまが本規定に違反したとき。
  - (2) お客さまの WAON 利用状況等に照らして、WAON のお客さまとして不相当と当 行が判断したとき。
- 2 前項の場合、お客さまは、事後、イオンバンクカードおよび WAON を利用することができません。また、当行は、当行所定の方法により、イオンバンクカードを回収する場合があります。この場合、イオンバンクカードに記録された WAON は返還いたしません。

## 第 19 条 (当行による WAON サービスの終了)

- 1 当行は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等により、WAONサービスを終了させることがあります。
- 2 前項の場合、当行は、加盟店での掲示、ホームページへの掲載その他当行所定の方法により、WAON サービスを終了させる旨およびイオンバンクカードに記録された WAON の払戻し方法について周知の措置をとります。この場合の WAON の払戻し手続については、第16条第3項および第5項の規定を準用します。
- 3 前項の場合、当行が定めた払戻し期間経過後は、払戻しを行いません。
- 4 WAON の未使用残高が判明しない場合には、当行は、払戻しの義務を負いません。

#### 第20条 (WAON 事業者の責任)

イオンバンクカードおよび WAON を利用することができなかったことによりお客さまに生じた損害等について、WAON 事業者に故意または重過失がない限り、WAON 事業者はその責任を負いません。なお、WAON 事業者に故意または重過失がある場合であっても、WAON 事業者は、逸失利益について損害賠償の責任を負いません。

#### 第21条(取扱の変更)

当行は、本規定について、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に

反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行は、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、当行ホームページへの掲示、その他適切な方法により周知し、効力発生時期以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

## 第22条(専属的合意管轄裁判所)

お客さまは、本規定に関してお客さまと当行との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判 所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。

### 第23条(ご相談窓口)

WAON サービス、イオンバンクカード、WAON または本規定に関するご質問またはご相談は、WAON サービスに係るホームページをご参照いただくほか、イオンバンクカード券面に表示するご相談窓口までご連絡ください。

以上

### イオン銀行 WAON チャージ規定

# 第1章総則

## 第1条(本規定の効力)

- 1. 本規定は、次条に定義するイオンバンクカードの交付を受けたお客さまが WAON を 利用する際に適用されます。
- 2. 本規定は、株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)にかかる取引規定、キャッシュカード規定、その他イオンバンクカードに関連する諸規定、イオン銀行 WAON 利用規定(以下総称して「関連規定」といいます。)の特約であり、関連規定の定めと本規定の定めが異なる場合には、本規定の定めが優先して適用されます。

#### 第2条(定義)

- 1. 本規定において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
  - (1) イオンバンクカード 当行の総合口座に係るキャッシュカードの機能と WAON の機能が一体となった WAON カード
  - (2) 銀行チャージ お客さまが当行所定の現金自動入出金機(以下「ATM」といいます。)または WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページを利用してイオンバンクカードを用いてお客さまの指定した金額を普通預金口座から引出すとともに当該金員をイオンバンクカードにチャージすること
  - (3) オートチャージ お客さまがあらかじめ希望することにより、イオンバンクカードの利用に際し、WAON 利用後の WAON 残高がお客さまの設定金額(以下「実行判定額」といいます。)未満となるときに、お客さまの設定した金額(以下「入金実行額」といいます。)が自動的にお客さまの普通預金口座から引落とされ、イオンバンクカードにチャージされること
- 2. 前項に定めるもののほか、本規定における用語の定義は、関連規定において定義する 意味を有するものとします。

### 第2章 銀行チャージ

# 第3条(銀行チャージの利用方法等)

- 1. お客さまは、あらかじめ特段のお申込みをすることなく、銀行チャージを行うことができます。
- 2. 銀行チャージを行うことができる ATM および銀行チャージの利用時間は、当行が別途定めるものとします。

- 3. 前項の他、銀行チャージを含むインターネットを用いた WAON サービス等の提供時間は、WAON ブランドオーナーが別途定めるところによります。
- 4. お客さまが ATM による銀行チャージを行うときは、ATM の画面表示等の操作手順 に従って、ATM にイオンバンクカードを接触させ、届出の暗証番号およびチャージ 金額を正確に入力してください。
- 5. お客さまがインターネットを用いた銀行チャージを行うときは、WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページの操作手順に従って、WAON 番号、コードを入力のうえ専用ページにログインし、利用者端末にイオンバンクカードを接触させ、届出の暗証番号およびチャージ金額を正確に入力してください。
- 6. お客さまは、チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えない範囲内において銀行チャージを行うことができます。ただし、定期預金を担保とする当座貸越のご利用をお申出いただいているお客さまでも、当座貸越による銀行チャージは実施されません。
- 7. 銀行チャージ実施時における預金払戻請求書の提出は省略します。
- 8. 銀行チャージは、ATM 等を利用したイオンバンクカードによる普通預金の引出として取り扱うものとし、当該預金の引出にかかる手続、手数料その他の事項については、当行の関連規定に従うものとします。

## 第3章 オートチャージ

#### 第4条(オートチャージの利用方法等)

- 1. オートチャージを希望されるお客さまは、当行所定の方法により、当行にお申込みください。
- 2. お客さまは、実行判定額および入金実行額の新規設定および変更ならびにオートチャージの利用停止を行う場合には、当該機能を有する WAON 端末または WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページにより行うこととします。なお、実行判定額および入金実行額は 49,000 円を限度として(ただし、実行判定額と入金実行額の合計額が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることはできません。)、それぞれ 1,000 円単位で当行所定の WAON 端末または WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページで設定または変更ができるものとします。
- 3. オートチャージ実施時における預金払戻請求書の提出は省略します。なお、オートチャージにかかるサービスは、当行および WAON 加盟店が認めた場合を除き、お客さまによる正当な利用として取り扱うこととします。
- 4. オートチャージは、普通預金の引落としとして取り扱うものとし、当該預金の引落と しにかかる手続、手数料その他の事項については、当行の関連規定に従うものとしま す。

### 第5条(オートチャージに係る制限事項等)

- 1. オートチャージは、オートチャージ機能を有する WAON 端末において、1日1回か つ1取引1回に限り実施されます。
- 2. オートチャージ実施後の WAON 残高が商品、役務その他のお取引の代金に満たない場合であっても、一旦実施したオートチャージの取消しはできないものとします。
- 3. チャージ後の WAON 残高が WAON 利用可能残高の上限金額を超えることとなると きは、当該上限金額の範囲内においてオートチャージが実施されます。
- 4. オートチャージの実施を判定する際に、お客さまの普通預金口座の残高が入金実行額 未満であった場合は、オートチャージは一切実施されません。また、定期預金を担保 とする当座貸越のご利用をお申出いただいているお客さまでも、当座貸越によるオートチャージは実施されません。

### 第4章 その他

## 第6条(盗難・紛失)

利用者がイオンバンクカードを盗まれ若しくは紛失された場合、直ちに当行にお届出ください。この場合、当行および WAON 事業者は、銀行チャージおよびオートチャージの停止措置をとります。

#### 第7条(免責事項)

- 1. 前条に基づく銀行チャージおよびオートチャージの停止措置までに銀行チャージまたはオートチャージによりお客さまの普通預金口座から引出または引落としがなされた金額については、当行および WAON 事業者は、その責任を負わないこととします。
- 2. 銀行チャージまたはオートチャージが実施できないことによりお客さまに生じる不利益、損害については、当行および WAON 事業者は、当行または WAON 事業者に故意重過失がない限りにおいて、その責任を負わないこととします。

### 第8条(銀行チャージまたはオートチャージの停止)

当行または WAON ブランドオーナーが必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして、銀行チャージまたはオートチャージにかかるサービスの全部または一部を停止することがあります。

#### 第9条 (規定の変更)

当行は、本規定について、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的

に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行は、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容ならびにその効力発生時期を当行ホームページへの掲示、その他適切な方法により周知し、効力発生時期以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

#### イオン銀行 WAON ポイント規定

#### 第1条(目的)

- 1 本規定は、次条に定義する WAON ポイントに係るサービスについて規定するもので、 当行は、本規定に従って WAON ポイントに係るサービスを提供します。なお、イオ ンマーケティング株式会社(以下「WAON POINT 発行者」といいます。)が管理運 営する WAON POINT サービスに係る WAON POINT 加盟店で WAON を利用した 場合に付与される WAON POINT については WAON POINT 発行者が定める WAON POINT サービス規約が適用されます。 WAON POINT サービス規約については https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms にてご確認ください。
- 2 本規定に別段の定めがない事項については、次条に定義する「イオン銀行 WAON 利 用規定」が適用されるものとします。

## 第2条(定義)

- 1 本規定において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
  - (1) WAON ポイント WAON の利用に付随して当行からお客さまに付与される電子情報であって、本規定に基づきお客さまが WAON に交換することおよび当行所定のサービスを受けることができるもの
  - (2) 提携ポイント WAON 以外の他の取引において付与された電子情報であって、 本規定に基づきお客さまが WAON ポイントと交換することができるものとして 当行が指定するもの
  - (3) WAON ポイント対象取引 お客さまがイオン銀行 WAON 利用規定に従って WAON を利用した場合に、本規定に従って WAON ポイントが付与される当行 所定の取引
  - (4) イオン銀行 WAON 利用規定 WAON ポイントが蓄積されるイオンバンクカードに係るイオン銀行 WAON 利用規定およびこれに付随する規定の総称
- 2 前項に定めるもののほか、本規定における用語の定義は、イオン銀行 WAON 利用規 定において定義する意味を有するものとします。

#### 第3条(ポイントの付与)

1 お客さまが WAON ポイント対象取引を行った場合、当行は、お客さまに対して、 当行所定の WAON ポイントを付与します。なお、当行が WAON ポイントを付与し ないものとして指定した商品、役務その他の取引および WAON ポイント対象取引に 対して WAON POINT 発行者が WAON POINT を付与した場合には、WAON ポイ ントは付与しません。

- 2 お客さまは、当行および提携ポイント発行者が定める方法により、提携ポイントを WAON ポイントに交換することにより、WAON ポイントを加算することができま す。
- 3 WAON ポイント対象取引、付与される WAON ポイント、WAON ポイント付与に 係る条件、提携ポイントとの交換率および提携ポイントとの交換条件等は、当行が定 めるところによりますので、お客さまに事前に通知することなく変更することがあり ます。

### 第4条(ポイントの付与ができない場合)

- 1 次の場合、前条に基づく WAON ポイントの付与および提携ポイントの交換はできません。
  - (1) イオンバンクカードまたは WAON が破損しているとき。
  - (2) WAON 端末 (ただし、利用者端末を除します。) の稼働時間外およびインターネットを用いた WAON サービス等の提供時間外であるとき。
  - (3) 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
  - (4) お客さまが、本規定またはイオン銀行 WAON 利用規定に違反し、もしくは違反 するおそれがあるとき。
- 2 前項に基づき WAON ポイントの付与または提携ポイントの交換ができないことによりお客さまに損害等が生じた場合であっても、当行は、当行に故意重過失がある場合を除き、その責任を負いません。

### 第5条(WAON ポイント残高の確認等)

- 1 WAON ポイントの残高は、WAON ポイント残高の表示機能を備えた WAON 端末、WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページその他当行所定の方法によりご確認いただくことができます。
- 2 お客さまが WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの WAON ポイント残 高を 1 枚のカードに統合することはできません。
- 3 WAON ポイントの履歴は、WAON ポイント履歴の表示機能を備えた WAON 端末、WAON ブランドオーナーの WAON サービスに係るホームページその他当行所定の 方法によりご確認いただくことができます。各端末およびホームページにおいて表示 される WAON ポイントの履歴の範囲等については、当行および WAON ブランドオーナーが定めるところによります。

## 第6条 (WAON ポイントの利用)

1 お客さまは、WAON ポイントが当行所定のポイントに達した場合、当行所定の方法 により、WAON ポイントを WAON に交換することができます。

- 2 前項に基づきお客さまが WAON ポイントを WAON に交換する場合、1 ポイントあたり 1 円として、1 ポイント単位で交換することができます。
- 3 前各項に基づきお客さまが WAON ポイントを WAON に交換する場合、イオンフィナンシャルサービス株式会社が当行に代わってその事務を代行します。
- 4 お客さまは、次の各号に定める場合、第1項に基づくポイントの交換はできません。 これによりお客さまに損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、WAON 事業者に故意重過失がある場合を除きその責任を負いません。
  - (1) イオン銀行 WAON 利用規定に基づき WAON が利用できないとき。
  - (2) お客さまが、本規定に違反し、または違反するおそれがあるとき。
  - (3) WAON ポイント交換後の WAON が当該イオンバンクカードの利用可能残高の 上限金額を超えるとき。
- 5 お客さまが WAON カードを複数枚お持ちの場合、WAON ポイントが蓄積されたカード以外の他のカードの WAON には交換できません。
- 6 前各項に定める場合のほか、お客さまは、クーポン、割引券または提携ポイントへの 交換等、WAON ポイントを利用した当行所定のサービスを受けることができます。 当該サービスの内容および開始時期等については、当行所定の方法によりご案内させ ていただきます。

## 第7条(商品返品時のポイント処理)

- 1 お客さまが WAON を利用して取引を行った商品等を返品した場合、当該取引を行ったときに第3条に従って付与された WAON ポイントは減算されます。
- 2 前項に従い、ポイント残高が減算された場合、お客さまは、当行に対して現金にて減 算分に相当する金額をご精算いただきます。

#### 第8条(WAON ポイントの盗難・紛失等)

イオンバンクカードの盗難、紛失、破損、電磁的影響その他事由により、WAON ポイントの全部または一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いません。

# 第9条(WAON ポイントの有効期限等)

- 1 お客さまが初めてイオンバンクカードにチャージした日から 1 年経過後の月末まで を初年度とし、2 年目以降は、前年度末の翌日から1年間を各年度とします。
- 2 各年度中に付与または加算された WAON ポイントの有効期限は、次年度の末日までとします。
- 3 前項に定める有効期限が経過した WAON ポイントは消滅し、以後、当該 WAON ポイントのご利用はできません。

4 イオン銀行 WAON 利用規定に従って WAON サービスが解約その他の理由により 終了した場合、当該イオンバンクカードに係る WAON ポイントは消滅します。

### 第10条 (譲渡等の禁止)

お客さまは、WAON ポイントについて、他人に貸与し、譲渡し、または質入れ等の担保に供することはできません。

## 第11条(換金の禁止)

WAON ポイントは、現金との引換えはできません。

### 第12条 (WAON 事業者の責任)

- 1 WAON 事業者は、WAON 事業者に故意重過失がある場合を除き WAON ポイントに 関してお客さまに生じた損害等について、責任を負いません。
- 2 ポイントの取得、保有、利用または交換等に伴い、公租公課その他の費用が発生する 場合には、お客さまにこれを負担していただきます。

## 第 13 条 (WAON ポイントの終了)

- 1 当行は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断 等により、WAON ポイントに係るサービスを終了させることがあります。
- 2 前項の場合、当行は、当行所定の方法により、WAON ポイントに係るサービスを終 了させることについて周知の措置をとります。

#### 第14条(取扱いの変更)

当行は、本規定について、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行は、その効力発生時期を定め、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、当行ホームページへの掲示、その他適切な方法により周知し、効力発生時期以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

#### 第 15 条(ポイントサービスに関するご案内)

WAON ポイントに関する事項は、WAON サービスに係るホームページ、WAON 加盟店における掲示等の方法でご案内しているものもありますので、本規定とあわせてご参照ください。

### 休眠預金等活用法に係る規定

## 第1条 適用範囲

- 1. 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)の適用については、この規定により取り扱います。
- 2. この規定において、「各種預金」とは、休眠預金等活用法に定められる預金等のうち、 当行にて取扱う普通預金、スーパー定期、大口定期および積立式定期預金をいい、そ の預金取引を「各種預金取引」といいます。

### 第2条 異動事由

当行は、各種預金取引において休眠預金等活用法に基づく異動(以下「異動」といいます。)事由として取り扱う事由を、当行ウェブサイトに掲示します。

#### 第3条 最終異動日等

各種預金について、最終異動日等とは各種預金に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- (1) 当該各種預金に係る異動が最後にあった日
- (2) 将来における各種預金に係る債権の行使が期待される事由として民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則(以下「休眠預金等活用法施行規則」といいます。)第5条第1項各号で定められる事由のある各種預金については、当該各種預金に係る債権の行使が期待される日として休眠預金等活用法施行規則第5条第1項各号において定められる日
- (3) 当行が各種預金に係る預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定められる通知を発した日。ただし、当該通知が当該各種預金に係る預金者等に到達した場合または当該通知が当該預金者等に到達したものとして取り扱うことが適当である場合として休眠預金等活用法施行規則において定められる場合に限ります。
- (4) 各種預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった 日

### 第4条 通知の方法

当行は、休眠預金等活用法第3条第2項に定める通知について、郵送に代えて、電子 メールを送信する方法により発することができるものとします。

## 第5条 休眠預金等代替金に関する取扱い

1. 各種預金について長期間お取引がない場合、各種預金に係る債権は、休眠預金等活用 法の定めに従い消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を

有することになります。

- 2. 前項の場合、預金者等は、必要書類を提示の上、当行を通じて当該各種預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項に定められる申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - (1) 各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの(利子の支払に係るものを除きます。)による当該各種預金に係る債権額の異動が生じたこと。
  - (2) 各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)。
  - (3) 各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
  - (4) 各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- 4. 当行は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、休眠預金等代替金の支払に係る申出および支払の請求をいたします。
  - (1) 当行が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の 委託を受けていること。
  - (2) 各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合は、当該支払への請求に応じることを目的とすること。
  - (3) 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

# 第6条 規定の変更

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

#### 休眠預金等活用法に係る規定(旧イオンコミュニティ銀行)

#### 第1条 適用範囲

- 1. 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)の適用については、この規定により取り扱います。
- 2. この規定において、「各種預金」とは、休眠預金等活用法に定められる預金等のうち、 当行にて取扱う旧イオンコミュニティ銀行から承継した定期預金(旧イオンコミュニ ティ銀行)及びインターネット定期預金(旧イオンコミュニティ銀行)をいい、その 預金取引を「各種預金取引」といいます。

# 第2条 異動事由

当行は、各種預金取引において休眠預金等活用法に基づく異動(以下「異動」といいます。)事由として取り扱う事由を、当行ウェブサイトに掲示します。

#### 第3条 最終異動日等

各種預金について、最終異動日等とは各種預金に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- (1) 当該各種預金に係る異動が最後にあった日
- (2) 将来における各種預金に係る債権の行使が期待される事由として民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則(以下「休眠預金等活用法施行規則」といいます。)第5条第1項各号で定められる事由のある各種預金については、当該各種預金に係る債権の行使が期待される日として休眠預金等活用法施行規則第5条第1項各号において定められる日
- (3) 当行が各種預金に係る預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定められる通知を発した日。ただし、当該通知が当該各種預金に係る預金者等に到達した場合または当該通知が当該預金者等に到達したものとして取り扱うことが適当である場合として休眠預金等活用法施行規則において定められる場合に限ります。
- (4) 各種預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった 日

#### 第4条 通知の方法

当行は、休眠預金等活用法第3条第2項に定める通知について、郵送に代えて、電子 メールを送信する方法により発することができるものとします。

#### 第5条 休眠預金等代替金に関する取扱い

1. 各種預金について長期間お取引がない場合、各種預金に係る債権は、休眠預金等活用

法の定めに従い消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を 有することになります。

- 2. 前項の場合、預金者等は、必要書類を提示の上、当行を通じて当該各種預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項に定められる申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - (1) 各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金また は当行からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの(利子の支払に 係るものを除きます。)による当該各種預金に係る債権額の異動が生じたこと。
  - (2) 各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)。
  - (3) 各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと。
  - (4) 各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- 4. 当行は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、休眠預金等代替金の支払に係る申出および支払の請求をいたします。
  - (1) 当行が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
  - (2) 各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合は、当該支払への請求に応じることを目的とすること。
  - (3) 前項に基づく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

#### 第6条 規定の変更

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上

# プライバシーポリシー

- 第1条 株式会社イオン銀行(以下、「当行」といいます)は、お客さまの個人情報(「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定める「個人情報」をいいます。以下同じ)の保護および適切な取扱に関する当行の考え方として、「プライバシーポリシー」(以下、「本ポリシー」といいます)を制定し、公表いたします。
- 第2条 当行は、個人情報の保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「法」といいます)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、関係諸法令およびガイドライン等(以下、「法令等」と総称します)、ならびに本ポリシーをはじめとする当行の諸規程を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護および取扱に努めてまいります。
- 第3条 当行は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法に 取得いたします。

なお、法第2条3項に定める要配慮個人情報(本人の人種、信条、社会的身分、病歴、 犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等)を含む「金融分野における個人情報保護に 関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得 いたしません。

**第4条** 当行は、お客さまの個人情報につき利用目的を特定したうえで、お客さまの個人情報を取得するにあたっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、法令等および行内規程で定められた安全管理措置に基づき、当該利用目的の範囲で取り扱うことといたします。

なお、個人番号(マイナンバー)(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に定める「個人番号」をいいます。)および同関連情報等、法令等により特定の個人情報の利用目的が制限されている場合には、お客さまの同意を得ても、当該利用目的の範囲を超えた使用をすることはありません。

当行における個人情報の利用目的は、「個人情報の取扱について」等に掲載しております。

- **第5条** 当行は、予めご本人の同意をいただいている場合および法令等により認められている場合を除き、お客さまの個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます)に提供することはいたしません。
- **第6条** 当行は、保有する個人情報を適切な保護措置を講じたうえで、特定の者と共同利用することがあります。共同利用に関しましては、「個人情報の取扱について」および当行ホームページに掲載しております。
- 第7条 当行は、お客さまの個人情報に関し、情報の紛失、改ざんおよび漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を実施いたします。具体的な安全管理措置の内容のご確認を希望される場合、イオン銀行コールセンターにお問い合わせをお願いいたします。

また、お客さまの個人情報の取扱を委託する場合には、当該委託先について必要かつ適

切な監督を行ってまいります。

- **第8条** 当行は、本ポリシーを適宜見直し、当行の個人情報保護の体制および取組みの継続的な改善に努めてまいります。
- 第9条 当行は、お客さまの個人情報を適切に取り扱うため、適切な内部管理体制を構築 し、役職員に対し、必要かつ適切な監督を行います。
- **第 10 条** 当行はお客さまからの開示等のご請求につき、適切かつ迅速に対応いたします。 開示等のご請求の具体的な手続につきましては、「個人情報の取扱について」への掲載を ご覧いただくほか、イオン銀行コールセンターにお問合せください。
- **第11条** 当行の個人情報の取扱に関するご意見・ご要望につきましては、適切かつ迅速に 対応いたします。

ご意見・ご要望につきましては、イオン銀行コールセンターまでお申出ください。

イオン銀行コールセンター フリーダイヤル 0120-13-1089 受付時間 9:00~18:00 年中無休

2022 年 4 月 1 日 株式会社イオン銀行 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地 テラススクエア 代表取締役社長 新井 直弘 情報管理統括責任者 穴田 将人 https://www.aeonbank.co.jp/form/common/kojin.html

## 個人情報の取扱について

株式会社イオン銀行(以下、「当行」といいます)は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます)に基づき、以下の事項を公表いたします。

### 第1条 個人情報の利用目的について

当行は次の(1)の業務を実施するために、お客さまの個人情報(個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報をいいます。以下同じ)を次の(2)の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- (1)業務内容
- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、投資信託販売業務、保険販売業務、 前払式支払手段取扱業務およびこれらに付随する業務
  - ②その他銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱が認 められる業務を含む)
- (2) 利用目的

0

o ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスのお申込みの受付のため

②犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人の確認等や、金融商品や 0 サービスをご利用いただく資格等の確認のため ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ④融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため 0 ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性判 0 断のため ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切 0 な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等に 0 おいて、委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧お客さまとの契約や法令等に基づく権利の行使や義務の履行のため 0 ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービス 0 の研究や開発のため ⑩取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、お客さまの趣味・嗜好に応じ 0 た新商品・サービスに関する広告等のマーケティングを行うため ⑪ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため 0 迎提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため 0

- ⑬各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

なお、当行は、個人信用情報機関から提供を受けたお客さまの借入返済能力に関する情報に関し、銀行法施行規則第 13 条の6 の6 等の規定に基づき、お客さまの返済能力の調査以外の目的のために利用または第三者提供いたしません。また、同規則第 13 条の6 の7 等の定めに基づき、当行は、業務に伴い知り得たお客さまの人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用または第三者提供いたしません。

# 第2条 個人番号(マイナンバー)等の取扱について

- (1) 個人番号の取得について
  - ①当行は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」といいます)および関連する政省令に定められている必要な業務の範囲内で、お客さまから個人番号(番号法第2条第5項に定める「個人番号」をいいます。以下同じ)を取得いたします。

- ②当行は、個人情報保護法第 21 条に基づき、個人番号をご提供いただく際は、その利用目的をご本人に通知または公表いたします。
- ③個人番号をご提供いただく際は、番号法および関連する政省令の定めに従い、住 民票登録のある各市区町村から交付された、「個人番号カード」をご提示いただくか、個人番号の「通 知カード」や「個人番号の記載のある住民票の写し、あるいは住民票記載事項証明書」とともに所定 の本人確認書類をご提示いただきます。

### (2) 個人番号の利用について

0

0

当行は、お客さまから取得した個人番号を番号法で定められた目的のために、次の業務において必要 な範囲内で利用いたします。

- ①預金口座付番に関する事務
- ②投資信託等の支払調書作成事務
- ③配当、剰余金の分配および基金利息の支払調書作成事務
- ④特定口座年間取引報告書の作成事務
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑥国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ⑦その他個人番号に記載が義務付けられた法定調書の作成事務(利子等の支払調書 など)

- (3) 個人番号および特定個人情報(番号法第2条第8項に定める「特定個人情報」をいいます。以下同じ)の保護について
- ①当行は、お客さまの個人番号および特定個人情報(以下、あわせて「特定個人情報等」といいます)の紛失、毀損、漏えい等を防止するため、基本方針を策定し、安全管理措置を適正に講じております。
- ②当行は、番号法で限定された場合(業務委託等)を除き、第三者に特定個人情報等を提供することはございません。
- ③当行は、不必要となった個人番号については速やかに削除、廃棄を実施いたします。
- ④当行は、お亡くなりになられた方の個人番号についても適正に管理いたします。
- ⑤当行は、お客さまの特定個人情報等の収集や管理を委託する場合は、当該委託先に対して当行と同等の安全管理措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を実践し、お客さまの特定個人情報等を管理いたします。
- (4) 個人番号および特定個人情報の取扱に関する苦情・相談について

個人番号の開示等、あるいは個人番号の取扱に関するご相談、お問合せは以下の窓口までご連絡ください。

株式会社イオン銀行

イオン銀行コールセンター

0120-13-1089

(受付時間) 9:00~18:00 年中無休

特定個人情報の取扱に関する公的な苦情窓口は以下のとおりです。

個人情報保護委員会 マイナンバー苦情あっせん相談窓口

(電話番号) 03-6457-9585

(受付時間) 土日祝日および年末年始を除く 9:30~17:30

※ 公的機関の組織改正等に伴い窓口名称変更の可能性がございます。

# 第3条 機微(センシティブ)情報の取扱について

当行は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、同ガイドラインに掲げる場合を除き、機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供いたしません。機微情報とは、要配慮個人情報(個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報をいいます。以下同じ)並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報の保護に関する法律施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、ま

たは本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその他外形上明らかなものを除く)をいいます。

# 第4条 個人データの正確性の確保について

当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、お客さまの個人データ(個人情報保護法第 16 条第 3 項に定める個人データをいいます。以下同じ)が正確かつ最新の内容に保たれるよう努めます。 お届け事項に変更があったときは、当行所定の方法によりお届けください。また、当行は、お客さまの個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するように努めます。

# 第5条 契約不成立の場合

お客さまよりお申込みを頂いたにもかかわらず、当行とお客さまとの間で契約が成立しなかった場合、 その不成立の理由の如何を問わず、当該不成立となった事実および当行が取得しました個人情報は第 1条(2)に基づく目的で一定期間利用いたしますが、それ以外に利用いたしません。

## 第6条 安全管理措置の実施について

当行はお客さまの個人情報に関し、情報の紛失、改ざんおよび漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を実施し、お客さまの個人情報を適切に管理いたします。具体的な安全管理措置の内容のご確認を希望される場合、イオン銀行コールセンターにお問い合わせをお願いいたします。

## 第7条 個人情報の第三者提供について

当行は、予めご本人の同意をいただいている場合および法令等(個人情報保護法および関係諸法令(各ガイドラインを含みます)を含みます。以下同じ)により認められている場合を除き、お客さまの個人情報を第三者(外国にある第三者を含む)に提供することはいたしません。

### 第8条 個人情報の共同利用について

当行は次の(1)②、(2)②および(3)②に定める共同して利用する者との間でお客さまの個人データを適切な保護措置を講じたうえで共同利用することがあります。なお、金融商品取引法等、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱をいたします。

## (1) AFS グループ会社との共同利用

## ①共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス等の属性情報、商品・サービスの種類、取引金額、ご契約日等の取引情報、店番号、口座番号等の取引の管理に必要な情報、預金等の各種金融商品の取引情報、ご家族に関する情報、ご勤務先、ご職業に関する情報、資産・負債に関する情報、お取引ニーズに関する情報、お客さまの情報通信端末に関する情報および Cookie 等を利用して取得する情報(ウェブビーコン、UID、その他の技術を含みます)、公開情報その他のお客さまの属性に

関する事項、与信判断の結果、資料その他の与信判断および与信管理に関する事項(ただし、個人信用情報機関から提供を受けたお客さまの借入返済能力に関する情報を除きます。)

# ②共同して利用する者の範囲

0

0

株式会社イオン銀行

以下の会社(以下、AFS グループ各社)と共同利用いたします。(共同して利用する者)

イオンフィナンシャルサービス株式会社、および同社の国内連結子会社、並びに国内持分法適用関連会社(ただし、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく対外告知を実施済みの会社を対象とします。)

なお、同社の国内連結子会社、並びに国内持分法適用関連会社は、以下のサイトに記載されております。

https://www.aeonfinancial.co.jp/activity/governance/privacy/afsgroup\_detail/

### ③利用する者の利用目的

- [1] AFS グループ各社において経営上必要な各種リスクの把握および管理のため
- [2] AFS グループ各社からの各種商品やサービス等に関するご提案やご案内のため
- [3] AFS グループ各社からお客さまに対する与信判断、与信後の管理および債権回収その他自己との 取引上の判断のため
- [4] AFS グループ各社における各種商品やサービス等の企画・開発のため

④当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地 テラススクエア

代表取締役社長 藤田 健二

0

0

## (2) イオン各社との共同利用

①共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、店番号、お客さまとの間の取引情報、 ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報、収入・支出に関する情報、お取引ニーズに関する情報、 公開情報その他のお客さまの属性に関する事項

②共同して利用する者の範囲

下記の会社と共同利用いたします。(共同して利用する者)

AFS グループ各社

イオン株式会社

イオンリテール株式会社

イオンマーケティング株式会社

その他のイオン株式会社のグループ主要企業(グループ主要企業は、当行のホームページで公表して

## おります。)

(ただし、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく対外告知を実施済みの会社を対象とします。)

- ②利用する者の利用目的
- [1]各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のため
- [2]各種商品やサービス等の企画・開発のため
- [3]各種商品やサービス提案のためのお客さまのデータ分析のため
- ④当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地 テラススクエア

代表取締役社長 藤田 健二

○ ⑤各種商品やサービス等のご提案・ご案内のための共同利用の中止

②記載の会社との共同利用のうち、各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のための共同利用(上記③の [1] )につきましては、下記のお問い合わせ窓口に対してお客さまからの共同利用停止のお申し出があった場合には、以後の共同利用を速やかに停止いたします。

イオンフィナンシャルサービス株式会社 業務委託先

株式会社イオン銀行コールセンター

(受付時間) 9:00~18:00 年中無休

- (3) ポイントサービスにおける共同利用
- ①共同利用する個人データの項目
  - [1]氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、電子メールアドレス、ご家族 に関する情報、ご勤務先に関する情報、お取引ニーズに関する情報、公開情報などお客さまの属性に 関する情報、その他お客さまが申告された情報
- [2]お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、ご契約日・会員番号・お取引金額・残高・期日など、お客さまとの個々のお取引の内容に関する情報
- ②共同して利用する者の範囲

下記の会社と共同利用いたします。(共同して利用する者)

イオン株式会社

イオンリテール株式会社

イオンマーケティング株式会社

イオンフィナンシャルサービス株式会社

- ③共同利用する者の利用目的
- [1]ポイントサービス、各種特典等のご提供のため

- [2]共同利用者による、共同利用者・提携会社および加盟店の各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のため
- [3]各種商品やサービス等の企画・開発のため
- [4]各種商品やサービス提案に際しての会員情報分析のため
- ④当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオン株式会社

0

〒261-8515 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1番

取締役 代表執行役社長 吉田 昭夫

⑤各種商品やサービス等のご提案・ご案内のための共同利用の中止

②記載の会社との共同利用のうち、各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のための共同利用(上記③の [2] )につきましては、下記のお問い合わせ窓口に対してお客さまからの共同利用停止のお申し出があった場合には、以後の共同利用を速やかに停止いたします。

イオン株式会社 お客さまの個人情報に係る相談窓口(お客さまサービス部)

(電話番号) 043-212-6184

(お問合せフォーム) https://www2.aeon.info/cs/

# 第9条 個人情報の委託について

お客さまの個人情報の取扱を委託する場合には、当該委託先について必要かつ適切な監督を行ってまいります。なお、再委託、再々委託等の二段階以上の委託が行われた場合には、委託先が再委託先等 に対して十分な監督を行っているかについても監督を行います。

また、お客さまの同意なく、お客さまの個人情報の取扱を外国にある第三者に委託することはありません。

## 第10条 不渡情報の共同利用

当行は、以下の内容におきまして、お客さまの個人データを、共同利用させていただく*こと*があります。

- (1) 共同利用する個人データ項目
- ①当該振出人の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書)
- o ②当該振出人の住所(法人であれば所在地。郵便番号を含む)
- o 3当座取引開設の依頼者の氏名(法人であれば名称・代表者名・代表者肩書き)
- ④生年月日
- ⑤職業
- ⑥資本金(法人の場合に限る)
- ②当該手形・小切手の種類

- ⑧当該手形・小切手の額面金額
  ⑨交換日(呈示日)
  ⑩支払銀行(部・支店名を含む)
  ⑪持出銀行(部・支店名を含む)
  ⑫不渡事由
- ③取引停止処分を受けた年月日

## • (2) 共同利用者の範囲

各地手形交換所、各地手形交換所の参加金融機関、全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人 信用情報センター、全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会(各地銀行協会の取引停止処分者照 会センターを含みます。)

共同利用者の一覧に関しては、全国銀行協会のホームページアドレスをご参照ください。

# • (3) 共同利用における利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

## • (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称等

不渡となった手形・小切手の支払銀行(店舗)が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会 (各銀行協会の住所、代表者名は、一般社団法人全国銀行協会のウェブサイト (https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/clearing/) をご覧ください。)

### 第11条 個人信用情報機関およびその会員による個人情報の提供・利用について

- ・ (1) 当行は申込書等により、個人信用情報機関およびその会員(当行を含む)による個人情報の提供および利用について、以下のとおり個人情報保護法第27条第1項に定めるお客さまの同意をいただいております。
  - ①お客さまの個人情報(当該各機関の会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関により登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む)が当行の加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている場合には、当行がそれを与信取引上の判断(借入金返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6により、借入金返済能力に関する情報については借入金返済能力の調査の目的に限る。以下同じ)のために利用すること
- ②当行の加盟する個人信用情報機関に下記の個人情報(その履歴を含む。)が登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること

[全国銀行個人信用情報センターの登録情報と登録期間]

0

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況(延 帯、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む)	契約期間中および契約終了日(完済していない 場合は完済日)から5年を超えない期間
当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回不渡は不渡発生日から6か月を超えない 期間
取引停止処分	取引停止処分日から 5 年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から 10 年を超 えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間

[㈱シー・アイ・シーと㈱日本信用情報機構の個人情報の登録項目と登録期間]

	社名	
項目	㈱シー・アイ・シー	<b>㈱日本信用情報機構</b>
<ul><li>①契約に係わる申込みをした事実</li></ul>	当行が当該個人信用情報 機関に照会した日から 6 か月間	当該申込日から 6 か月を超えない期間
②契約に係わ る客観的な取 引事実	契約期間中および契約終 了後 5年以内	契約継続中および完済日から 5 年を超えない期間 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)
③債務の支払 を延滞した事 実	契約期間中および契約終 了後 5年間	当該事実の発生日から 5 年を超えない期間(ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年を超えない期間)

# [㈱シー・アイ・シーと㈱日本信用情報機構の登録情報]

㈱シー・アイ・シー	㈱日本信用情報機構
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、 運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。 契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数 量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。 利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延 滞等支払状況に関する情報、等。	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)および取引事実に関する情報(債権回収、債権整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

•	(2) 当行は、当行が加盟する全国銀行個人信用情報センターにおいて、下記のとおり個人
	情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号に基づく個人データの共同利用を行っております。
0	①共同利用される個人データの項目
	官報に掲載された情報(氏名、住所、破産等の旨、日付等)
0	②共同利用者の範囲
	全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会
	(注) 全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置運営する個人信用情報機関で、その加盟
	資格は次のとおりです。
•	ア.全国銀行協会に正会員として加盟している銀行
	イ.上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関
•	ウ.政府関係金融機関またはこれに準じるもの
	工.信用保証協会法に基づいて設立された信用保証協会
	オ.個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推
	薦を受けたもの

全国銀行個人信用情報センター会員の与信取引上の判断

③利用目的

0

④個人データの管理について責任を有する者の名称

全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1丁目3番地1番

会長 高島 誠

- (3) 上記のほか、上記の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、会員に対する 個人信用情報機関による規則遵守状況のモニタリングなど個人情報の保護および適正な利用の確保 のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその会員によって相互に提供または利用される場合があります。
- ・ (4) 上記の個人信用情報機関は、次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。
  - ※ 下記の3機関は相互に提携しています。

# ①全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1丁目3番地1番

(電話番号) 03-3214-5020

②株式会社シー・アイ・シー(当行が割賦販売法に基づき加盟している指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1 丁目 23 番地 7 番 新宿ファーストウェスト 15 階 (電話番号) 0570-666-414

# ③株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野 1 丁目 10 番地 14 番 住友不動産上野ビル 5 号館 (電話番号) 0570-055-955

### 第12条 会話内容の録音などについて

当行は、当行の提供するサービスの品質向上およびお申出内容の確認のためお客さまとの会話内容を 録音することがあります。また、防犯上の理由から、店舗および ATM をご利用されるお客さまを録 画することがあります。当行は、これらの情報を適切に管理し、目的外に利用いたしません。

# 第13条 保有個人データの開示等を求める手続

当行では個人情報保護法に基づく開示請求等(保有個人データ(個人情報保護法第 16 条第 4 項に定める保有個人データをいいます。以下同じ)およびご本人が識別される個人データに係る第三者提供の記録の開示、訂正、削除、利用停止等)につき、以下のとおりに定めております。

- (1) クレジットカードに関する開示請求
- ①開示請求等の手続ができる方

0	[1]お客さまご本人
0	[2]お客さまの法定代理人
0	[3]お客さまの任意代理人
•	②開示請求等の対象となる情報
0	[1]氏名、生年月日、ご住所、電話番号等、ご本人を識別するための情報
0	[2]契約日、契約の種類等、ご契約内容に関する情報
0	[3]お支払状況に関する情報
0	[4]利用状況に関する情報
•	③開示請求等の受付窓口
	当行が委託するイオンフィナンシャルサービス各支店・営業所、もしくは第 15 条の「お問合せ窓口」
	までご連絡ください。
•	④必要書類
0	[1]個人情報開示申込書
0	[2]本人確認書類
0	[3]代理人による開示請求の場合は、上記に加え代理権があることを確認するための
	書類

開示に際し、ご準備頂く本人確認書類は下記のとおりとなっております。

下記 A 群より 1 点提出いただきます。A 群の書類が提出できない場合は、下記 B 群より 2 点提出いただきます。

A 群(写真付き)	B群(写真なし)
①運転免許証の写し	①各種健康保険証の写し
②旅券 (パスポート) の写し	②各種年金手帳の写し
③身体障害者手帳の写し	③実印と印鑑登録証明書
④外国人登録証明書の写し	④戸籍謄本(抄本)
⑤写真付き住民基本台帳カード	⑤住民票の写し
⑥船員手帳	⑥公共料金の領収書
⑦その他公的機関が発行する写真付き証明書	
*①②④⑤⑥⑦は有効期限内のもの。 ③は現在有効なもの	*①②は有効期限内のもの(現在有効なもの)。 ③④⑤⑥は作成日より3か月以内の原本

•	⑤手数料等
	開示に関する手数料は無料です。
	ただし、印鑑登録証明書等の発行に関する手数料、および郵送代はお客さまのご負担となります
	(2)預金取引等、クレジットカード以外の開示請求等
•	①開示請求等の手続ができる方
0	[1]お客さまご本人
0	[2]お客さまが未成年または成年被後見人の場合は、お客さまの代理人
•	②開示請求等の対象となる情報
0	[1]当行の個人情報の利用目的(通知のみ)
0	[2]当行の保有個人データ
•	③開示請求等の受付窓口
	第 15 条の「お問合せ窓口」まで所定の書類をご郵送ください。

④必要書類

0

[1]個人情報開示依頼書

[3]本人確認書類

[2]個人情報訂正・追加・削除依頼書

の書類

# ⑤手数料等

個人情報保護法第33条に基づく開示請求の場合は、口座振替等により、当行所定の手数料をいただきます。

開示を依頼する情報		手数料(税込)	
氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先(勤務先名または職業・電話番号)	左記一括	1,650 円	
取引残高(科目、口座番号、残高)	特定日毎	1,650 円	
取引の履歴に関する情報	1か月分	1,650 円	
上記以外の情報	1項目分	7,150 円	

<sup>※</sup> 期間は暦月ベースで計算いたします。

# (3) 回答方法・時期

開示等のご請求をいただいた場合は、電磁的記録の提供、書面の交付その他の方法のうち、ご本人が 請求した方法により合理的な期間内に回答いたします。ただし、ご本人が請求した方法による開示に 多額の費用を要する場合その他当該方法による開示が困難な場合には、書面の交付の方法によること があります。なお、代理人によるご依頼の場合であっても、ご本人に直接回答することがございます のでご了承ください。

# (4) 調査依頼手続、方法

開示した結果、その内容について事実と異なるときや、身に覚えがないなどの情報について調査の依頼を行うことができます。

詳細につきましては第15条の「お問合せ窓口」までお問い合わせください。

### (5) 開示請求等に関して取得した個人情報の利用目的

開示請求等の手続において当行が取得した個人情報は、当該開示請求等のための調査、お客さまおよび法定代理人の本人確認、手数料の徴収、ならびに当該開示請求に対する回答に利用いたします。

## 第14条 ダイレクトメール等の中止について

当行は以下のとおり、当行からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電 話等での勧誘について、お客さまから中止の申出をいただいたときは、遅滞なくそれ以降の当該目的 での利用・提供を中止する措置をとります。

# (1) 中止できるもの

当行の宣伝物・印刷物の送付やお電話等による営業案内。ただし、お取引明細書等への同封物や書類 余白への印刷等は、中止することはできません。

# (2) 中止のための手続き

第15条の「お問合せ窓口」までお申出ください。

# 第 15 条 お問合せ窓口

個人情報の開示等、あるいは個人情報の取扱に関するご相談、お問合せは以下の窓口までご連絡ください。

株式会社イオン銀行

イオン銀行コールセンター

0120-13-1089

(受付時間) 9:00~18:00 年中無休

### 第16条 認定個人情報保護団体について

当行は、以下の認定個人情報保護団体に加盟しており、これら団体では、会員の個人情報の取扱についての苦情および相談をお受けしております。

• (1) 全国銀行個人情報保護協議会

# 苦情・相談窓口

(電話番号) 03-5222-1700 またはお近くの銀行とりひき相談所

• (2) 日本証券業協会 個人情報相談室

## (電話番号) 03-6665-6784

• (3) 日本クレジット協会 個人情報の取扱いに関する相談受付電話

(電話番号) 03-5645-3360

### 第17条 仮名加工情報・匿名加工情報について

当行が、仮名加工情報(個人情報保護法第2条第5項に定める仮名加工情報をいいます。以下同じ。)を作成するときは、法令等に基づく適切な加工を行った上で、安全管理措置を講じ、利用目的その他法令等により必要とされている事項を公表いたします。

当行が、匿名加工情報(個人情報保護法第2条第6項に定める匿名加工情報をいいます。以下同じ)を作成するときは、法令等に基づく適切な加工を行った上で、安全管理措置を講じ、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表いたします。

## 仮名加工情報および匿名加工情報の作成について

### 第18条 個人関連情報について

当行は、お客さまの個人関連情報(個人情報保護法第2条第7項に定める「個人関連情報」をいいます。以下同じ)を第三者より取得し個人データとして利用する場合、あらかじめ、当行が当該個人関連情報を個人データとして取得することにつきお客さまの同意をいただくとともに、第1条の利用目的の範囲内で利用します。

当行はお客さまの個人関連情報を第三者に提供するに際して、当該第三者が個人関連情報を個人データとして利用することが想定される場合には、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することにつきあらかじめお客さまの同意を得ていることを確認します。

### 附則

第2条(2)のうち①の業務における個人番号の利用については、かかる業務における個人番号の利用を可能とする番号法改正の施行日(「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年9月9日法律第65号)附則第1条第6号に定める「公布の日から起算して三年を超えない範囲において政令で定める日」)から利用し、それまでは利用しないものといたします。